

ちゅうせい

特集『平成の公害紛争事件を振り返る』

座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

ネットワーク

最前線紹介

“ECO”+Sightseeing=“KYOTO” 世界に広がる KYOTO

【京都市】

がんばってまーす

函館市の環境と苦情

【北海道函館市】

苦情原因者とのコミュニケーション

【鳥取県米子市】

『風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について』

【環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室】





京都タワー(写真提供:京都市)



はこだてクリスマスファンタジー(写真提供:北海道
函館市(函館市公式観光情報はこぶらより))

Contents

特集

「平成の公害紛争事件を振り返る」

座談会:神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件……………2
公害等調整委員会事務局

ネットワーク

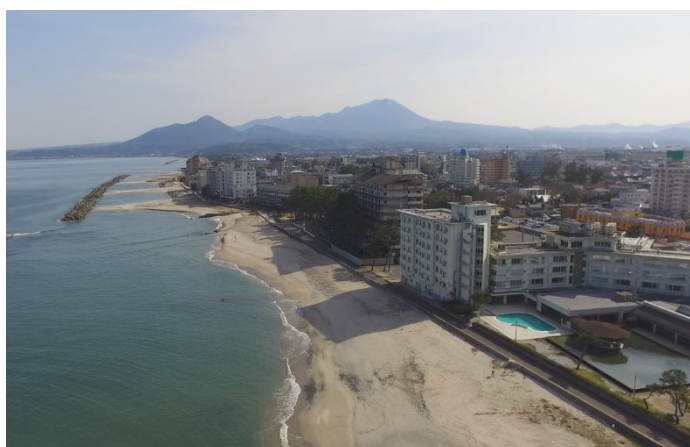
最前線紹介

“ECO”+Sightseeing=“KYOTO” 世界に広がる KYOTO ……………20
京都市環境政策局環境企画部環境指導課

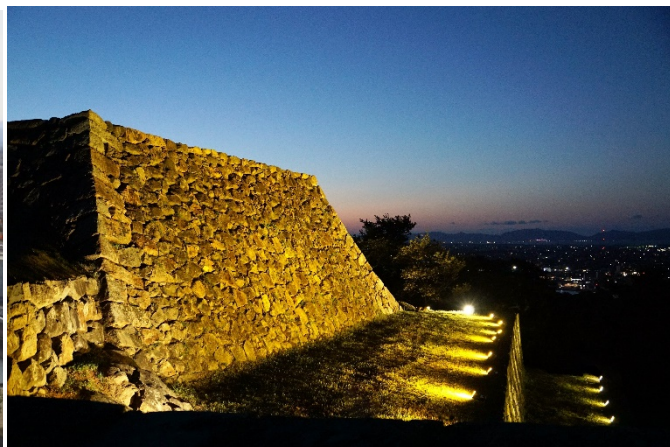
がんばってまーす

函館市の環境と苦情 ……………22
北海道函館市環境部環境対策課特定施設指導担当主任技師
天池 真輝

苦情原因者とのコミュニケーション ……………24
鳥取県米子市市民生活部環境政策課環境保全担当係長
口田 知則



大山と皆生温泉(写真提供:鳥取県米子市)



米子城跡ライトアップ(写真提供:鳥取県米子市)

『風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について』……………26

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

公害等調整委員会の動き（令和元年7月～9月）……………32

- 1 審問期日の開催状況
- 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

公害等調整委員会事務局 ※

都道府県公害審査会の動き(令和元年7月～9月)……………35

- 1 受付事件の状況
- 2 終結事件の概要

公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 嵐山「渡月橋」(写真提供：京都市)＜関連：20 ページ＞

嵐山の景観に、ひとときわ趣を添える渡月橋。大堰川にかかる全長 155 メートルのこの橋は、承和年間(834～847)、弘法大師の弟子で、法輪寺を興した道昌によってかけられました。当時はもう少し上流にあり、法輪寺橋と呼ばれたそうです。渡月橋という名が登場するのは、それから約 440 年後。亀山上皇が、その橋の姿を「くまなき月の渡るに似たり」とたとえたことから、渡月橋と改められました。しかし、その後の長い歳月の間に、何度も焼亡と流失を繰り返します。現在のものは昭和 9 年の改築により完成。昔ながらの風情を残した姿が見事に調和したこの橋によって、現代の嵐山の景観は完成したのです。

特集『平成の公害紛争事件を振り返る』

かみすし 座談会：神栖市におけるヒ素による健康被害等責任 裁定申請事件

出席者：大内 捷司（元公害等調整委員会委員長、顧問）
高橋 滋（公害等調整委員会委員）
田口 和也（元公害等調整委員会事務局長）
内藤 克彦（元公害等調整委員会事務局審査官）
開 催：令和元年8月30日

今年度は、元号が「平成」から「令和」に変わったことから、『平成の公害紛争事件を振り返る』をテーマとして、全4回にわたり特集記事を掲載します。

平成の時代に数多くある事件の中で、第3回として本号では、「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」を取り上げます。当時、事件を担当された4名の方にお集まりいただき、座談会を開催しましたので、その概要を掲載します。

概要

平成18年7月、茨城県神栖市等の住民が、国及び茨城県を相手方としてヒ素化合物のジフェニルアルシン酸（DPAA）で地下水が汚染されたことにより、健康被害等が生じたとして、損害賠償金の支払を求めて、責任裁定を申請しました（途中、参加人を含め39名）。

裁定委員会は、17回の審問期日を開催するとともに、ヒ素による健康被害等に関する専門事項を調査するために必要な専門委員5名を選任し、現地調査、申請人らの健康調査、申請人本人と参考人への尋問を実施するなど手続を進め、平成24年5月11日、本件申請を一部認容するとの裁定を行いました。

本裁定においては、本件の直接の原因行為は、第三者によるDPAAの不法投棄であると推測されるところ、国については、当該行為を未然に防止し得る具体的な管理義務を認定することは困難であるとして、その責任を否定した一方、県については、基準値を大幅に超えるヒ素が検出されたのにもかかわらず、地下水調査を終了し、周知義務を怠ったことを理由に、申請人の主張の一部を認容しました。

なお、国は関係地方公共団体とも協力して、平成15年6月の閣議了解『茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について』に基づき、DPAAに暴露したと認められる者に対して、医療費等の給付や健康管理調査、小児精神発達調査、調査研究等の緊急措置事業を実施し、引き続きその症候や病態の解明を進めています。



1. はじめに

◆田口 本日は皆様御多忙の中、公害等調整委員会（以下「公調委」）の機関誌『ちょうせい』の座談会に御出席いただきましてありがとうございます。

『ちょうせい』は、御存じのとおり、地方公共団体の公害担当職員等との情報共有を図ることを目的としまして発刊しているものでございます。今年度は、お代替りで元号が変わりましたので、「平成の公害紛争事件を振り返る」をテーマに特集記事を組んでおります。今回は、「神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件」を取り上げまして、当時の裁定委員長でございました大内捷司^{おおうち かつじ}元・公調委員長、それから、本事件の担当委員で、現在も公調委の委員でいらっしゃいます高橋滋^{たかはし じげる}委員、それから、当時、事務局審査官で調査な

どを担当され、現在、京都大学で教授をされております^{ないとうかつひこ}内藤 克彦 元・審査官のお三方にお集まりいただきました。今回は座談会ということにより、私（^{たぐち かずや}田口 和也：当時、公調委事務局長）が、進行役を務めさせていただきたいと思ひます。

振り返りますと、神栖市のこの事件は平成18年7月に申請がなされまして、審問期日も17回開催、それから終結したのは平成24年5月と、ほぼ6年近く事件処理に要した、かなり大規模・長大な事件であったかと考えております。この事件に関しましては、いろいろと争点があったと思ひますけれど、一つは汚染物質がどのようにして被害者の住んでいるところに到達していったか、その汚染物質と健康被害との因果関係は認められるか。また、被申請人が国と県でありましたけれども、国の責任はいかに、県の責任はいかにというような、それぞれ困難な問題・論点が幾つかあったと思ひますので、それらにつきまして順番にお話しただければと考えております。

それでは、まず、御出席のお三方からそれぞれ自己紹介いただければと存じます。

2. 自己紹介

◆大内 私は当時、公調委の委員長ということで、この事件の裁定委員長を務めさせていただいておりました。平成19年当時の私の公調委における役割としましては、公害事件の係属件数が若干停滞していた時期に当たりましたので、公調委の活動の活性化、係属事件数の増加、制度利用の活性化などが私の務めであらうと理解して頑張っておりました。そのために広報活動を強化することが求められて

いたところですが、その前提として、個々の事件についてしっかりとした内容の裁定を出すことも大事だろうと考えまして、その点にも力を込めていたという覚えがあります。

神栖事件については、委員長としての任期の終わる直前に裁定を出すことができましたが、任期終了後は公調委の顧問として委員会の活動状況などを見守り、現在は弁護士登録をしております、半ば悠々自適という形で過ごさせていただいております。

この公調委にいた当時、私が取り扱った公害事件の処理の経験は、次の世代にも伝えていきたいと思ひまして、私が公調委に来る前に勤めていた法科大学院の院生を対象にして、ロースクール紀要に、環境法研究ノートというテーマで事例紹介を連載させていただきました。今日の座談会のテーマである神栖事件につきましても、2017年、2018年に私の見解を述べさせていただいたという経験がございます。

以上、簡単に私の当時の役割などについてお話しさせていただきました。



◆高橋 法政大学の高橋でございます。私は平成23年7月に委員に就任いたしました。当時は一橋大学に在籍しておりましたが、現在は法政大学で勤務しております。実は就任当時、神栖事件は、ほとんど事実認定に必要な調査や現地調査であるとか、法律上の基本的な論点整理は終わっていて、それを前任の磯部先生から引き継いだ次第です。実際、平成23年11月29日の第17回審問期日が就任後最初の審問期日でございますが、そこで終結したという経過になっています。ただ、社会的にも大きな反響を呼んだ事件でしたので、この問題に対して、法律家の立場から法律的な判断を下すということについて、緊張感を持って記録を読んだり、他の先生との合議にも加わったと記憶しております。特に私は専門が行政法でございましたので、主な法的問題でございます国の責任であるとか県の責任の有無であるとか、更に言いますと、法律構成をどういうふうにするのかとか、細かな理由付けの表現であるとか、そういうところに、心配りをして仕事をさせていただいたという記憶がございます。本日は何とぞよろしくお願いいたします。

◆内藤 京都大学の内藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。

平成22年に環境省から出向して審査官を拝命いたしました。環境省時代にも実は水質保全局の仕事もしておりまして、全く無縁でもなかったということで、どういうふうにして、これに臨んだらいいのかなというのを、少し悩んだという感じはいたします。ただ、社会的にも注目されている非常に重要な案件で、かつ、事実をきちんと整理するときに、非常に難しいファクターが多いのです。地下水の流れであるとか汚染の調査の方法とか、非常に専

門的な内容が多いので、そういうところでは、当時、裁判官出身の鈴木審査官をサポートして、きっちりと事実の整理をするお手伝いはできるかなと思って、仕事をやってまいりました。そういう意味では非常に思い出深い、印象深い仕事であったと思います。

◆田口 ありがとうございます。事件の全体の印象についてのお話は、今、お三方から挨拶とともにお話いただきましたので、それでは幾つかの論点についてお話いただくということをお願いします。

3. 原因物質について

◆田口 まず、裁定書などを拝見しますと、もととが、DPAA（ジフェニルアルシン酸）という、旧日本陸軍由来の有毒な有機ヒ素化合物が、本件の原因物質なのですが、この点に関しましては何かございますでしょうか。

◆高橋 これは国の責任とも関わってくる話ですが、もともと第二次世界大戦当時の毒ガスの原料で、かつ、戦後に民間に払い下げられた経緯もあり、また、国が直接製造したのではなく、民間企業に委託して作らせていた。そういう点が1つあります。さらに、有毒性についても、毒ガスのような有毒性が必ずしもある訳ではなくて、他の無機ヒ素化合物は、それほど大きな有毒性がないことから、国の管理責任を、当時の毒物及び劇物取締法で取り締まるようなレベルで考えられるかと。このDPAAという物質をどう見るかというところが1つの論点だったのではないかなと思っています。

◆内藤 そうですね。毒ガスということになると、毒性のレベルが違うので、管理に対する考え方が違いますが、DPAA はそういうレベルではないというのは、高橋先生がおっしゃるように、一般のいわゆる有害物質のレベルで、DPAA がどういうものなのかという認識の整理といたしますか、そこは割と早い段階で鈴木審査官とも随分議論したような記憶があります。

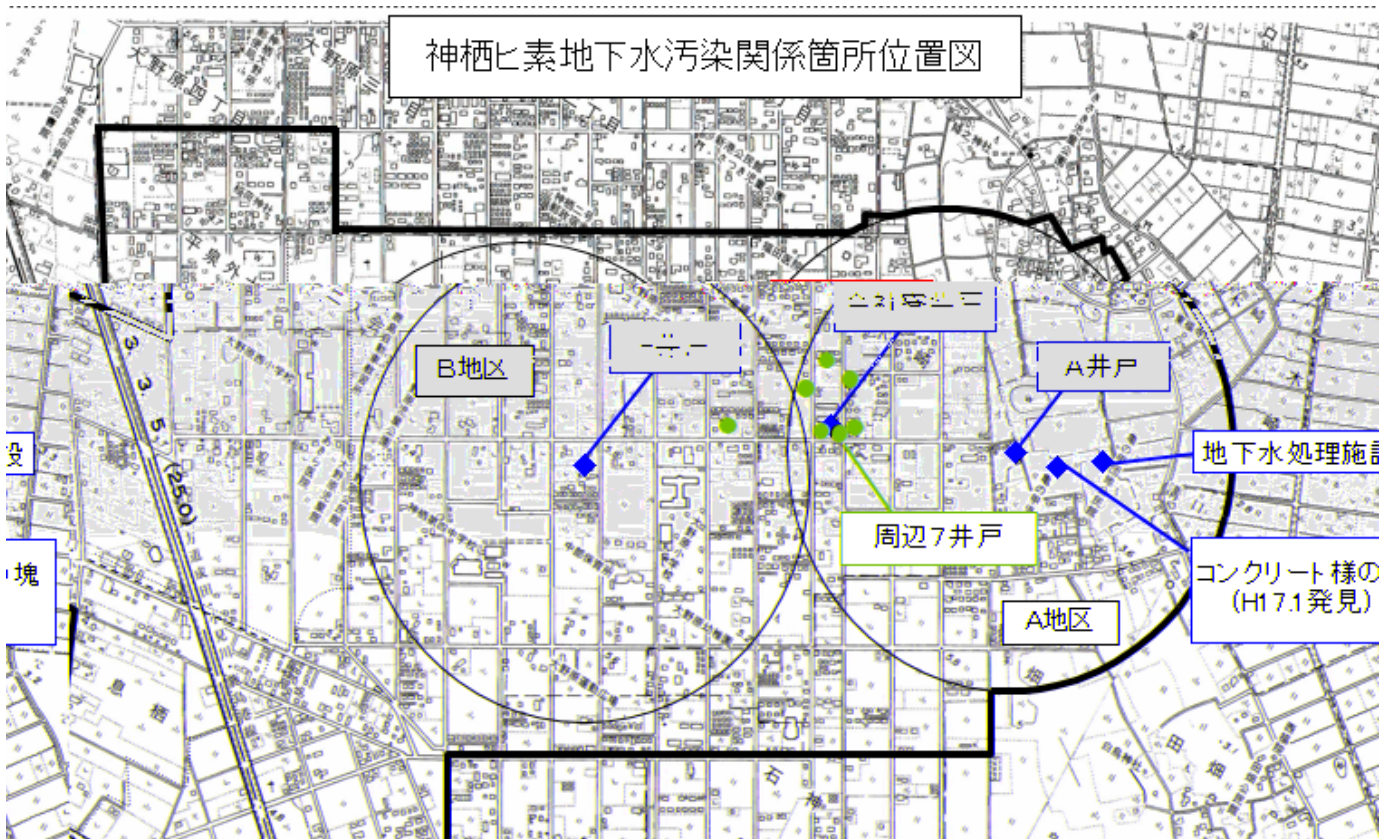
◆田口 そのDPAA を何者かが被害者が住んでおられた近くに不法に大量投棄したということが、事件の一番の大もととなっているようですが。

がA井戸と言われた、一番被害の発生がひどい現地なのですが、そこから割と近いところに養魚場があったらしいのです。その養魚場が廃止になって、埋め立てるとき土砂とともにコンクリート等が流し込まれた。そして、そのコンクリートにDPAA が混入していたというのが、元々の原因行為ということでは特定された。ただ、誰が毒物の混入したコンクリートを流し込んだのか。それは全く分からない。

◆田口 そして、そのようにして不法投棄されたDPAA が、地下水脈を通過して、申請人が利用していた井戸に流れ込んでくるのですが、それがどのように流れ込んできたかというのが一つ、非常に難しい問題であったのかなと思います。それから、健康被害もまた難しい問題で、そのために、公調委が職権でいろいろ調査したり、専門委員の先生方を任命したと伺っておりますけれども、その辺のいきさつにつきましてはいかがでしょうか。

4. 汚染物質の到達の因果関係

◆大内 もともとA地区（地図参照）という、アパートがあった地区に井戸があって、それ



地図 A井戸、B井戸、A地区、B地区の位置関係

特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆内藤 そうですね。A井戸とB井戸は、地理的にはかなり離れていて、最初にヒ素が検出された会社寮の井戸も地理的にはその中間ですが、表面上は川が流れているわけでもないので、そこがどうつながるかというのも、サイエンティフィックな問題なのですが、非常に難しいところがあったと思うのです。それで、環境省も国費を投入して、その地下水のシミュレーションを行って、かなり詳細にそのメカニズムを別途説明していたというのは、ある面で真相解明には役に立ったのかなと思います。

◆大内 茨城県の要請で、環境省がヒ素汚染対策事業ということで調査に入ったようです。

◆内藤 それで、DPAAの混入したコンクリートが埋められたところと、それぞれの井戸の深さも違いますし、どういう関係があるのかというのが一応、科学的に整理されたというのが、まず大前提になっているのかなと思います。

◆田口 A地区とB地区、その中間に会社寮があって、最初にヒ素が見つかったのが、この

中間地点の会社寮。それで、その当時に茨城県が会社寮の周りの7本ほどの井戸を調べて、他では発見されなかったので大したことはないと判断し、結局そのまま調査も打ち切って、ヒ素が発見されたという広報もしないということがあって、それがその後に、A地区・B地区の井戸水を飲んでいた申請人たちの健康被害につながってしまったということですが、やはり会社寮の井戸からはヒ素が検出されたけれど、その周りの井戸では検出されなかったというのは、井戸の深い・浅いとか、そういう条件が違うということだったのでしょうか。

◆内藤 そうです。

◆大内 そこが問題で、県による周辺井戸の調査のときに、井戸の深さは調べの対象になっていない。だから、地下水の深さがどの程度の水位のところまで汚染が出なかったのかということが、全然分からないのですけれども。A井戸の場合は深さ16メートルの井戸であったものの、くみ上げによる吸い込みの効果により、深さ25メートルから30メートルの地下水を吸い上げ、その結果汚染されていたのですね。

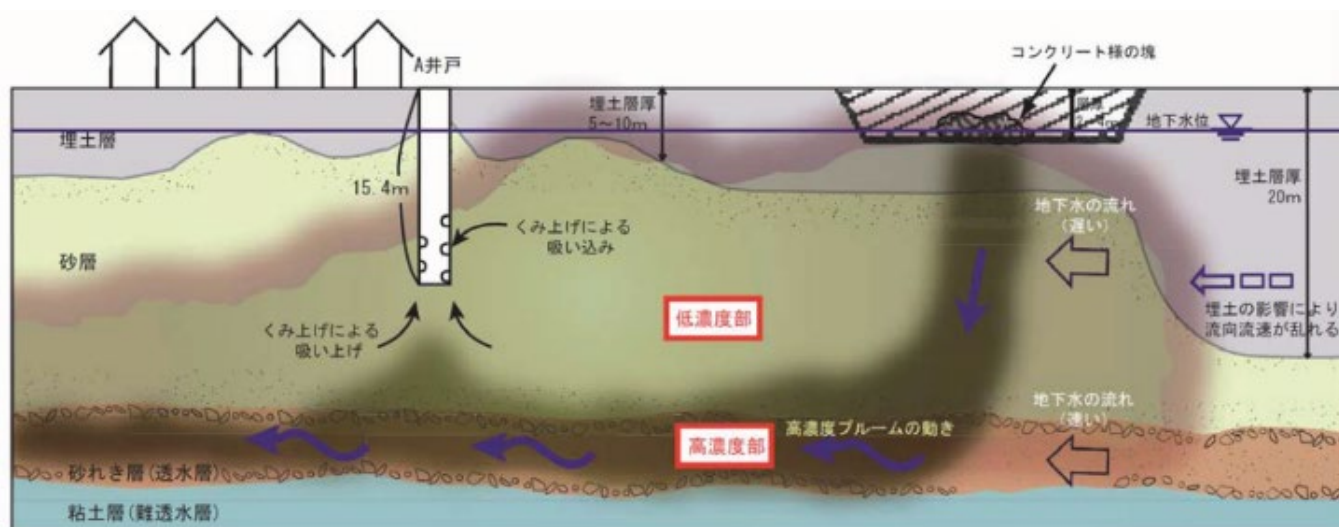


図 A井戸周辺の汚染メカニズムの模式図

出典 「ジフェニルアルシン酸による健康影響について ～茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染～」 (2018年3月)
(環境省、茨城県、神栖市)

◆内藤 会社寮の井戸も深井戸だったのですね。

それで、県の指針によれば、汚染が発見された場合、半径 500 メートル以内の井戸は全部調査することになっていたのですが、県の調査では会社寮の周りの 7 井戸を調べただけでした。さらに、1 井戸だけは深さが分かっていたのだけど、浅井戸ですよ。あとは深さも調べないで、周りで検出されなかったから問題ないのだという結論になってしまった。

◆田口 そうすると、やはり地下水脈もどのくらいの深さのところで流れているとか、地層の状態によっていろいろ違うのだろうと思うのですけれども、ここでは、25 メートル、30 メートルといった深いところを流れていく水脈があったということなのですか。

◆内藤 そうですね。地質の調査も含めて、環境省の調査では、深いところに砂質の地下水の流速が速い層があって、それより地表に近い所は割と錯綜した土壌構成で、あまり地下水が流動しないのです。ですから、汚染された水が深いところまで落ちたところで速い流れに乗って、一気に会社寮とか B 井戸、B 地区のほうに汚染が広がったのではないかと推定されています。

◆大内 環境省の調査報告書が、書証で出てきたわけなのですが、それによると、地下 30 メートルぐらいのところに難透水層といって粘土層の地盤があって、そこから下は地下水が行かない。その上は水が流れる砂れき層という地層となっており、その粘土層と砂れき層の間ぐらいのところの地下水が DPAA に汚染されたというような推定が働いているわけです。ですから、一定の深さの井戸でないと汚染した地下水には到達しないのです。

5. 健康被害との因果関係

◆田口 裁定書では、コンクリートの不法投棄が行われた時期が平成 5 年 6 月以降、平成 9 年 1 月までと推定されています。この辺りについてはいかがでしょうか。

◆大内 埋設された土砂の中に空き缶があったのです。その缶の製造年が平成 5 年だから、平成 5 年頃に土砂が埋め立てられたのではないかと。

◆内藤 それと、裁定書の中にも書いてありますけれども、航空写真で、平成 4 年 10 月はいけすだったけれども、平成 9 年 1 月にはいけすがもう埋められていたというのが確認できます。だから、平成 5 年から平成 9 年までの間のどこかで不法投棄があっただろうと推定しています。

◆田口 申請人は、平成 6 年とか 7 年ぐらいに、もうヒ素による汚染があって、健康被害が発生したのではないかとというようなことを主張していたようだけれども。

◆大内 特に B 地区の住人は、いろんな日常的な疾病、風邪なども含めて、健康被害だと主張していましたから、もっと早い時期から健康被害を受けていたというような主張があったのですけれども、シミュレーションの結果、結局、コンクリート塊が汚染源だとして、そこから地下水が流れ出してきた、地下水によって汚染が運ばれたと推定した場合には、A 井戸については平成 9 年ごろ、B 地区の井戸については平成 10 年以降にようやく到達するだろうと。だから、それ以前の疾病は暴露とは関係ない疾病であると判断されたわけです。

特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆内藤 ヒ素固有の症状ではなくて、一般的な疾病が、例えばヒ素に汚染された水を飲んだせいで体力が低下して風邪を引きやすくなったと言われても、判定のしようがないですね。

◆田口 DPAA を含んだ地下水が流入したことによって、その井戸水を飲んだ住民が次々と健康被害に遭ったということなのですが、健康被害とDPAA暴露との因果関係がどうなのかが、かなり大きな争点になったかと記憶しております。それについては専門委員の先生方を何名か任命して、それでいろいろと、現地でも調査を行ってみたということであったかと思うのですが、その辺につきましてはいかがでしょうか。

◆大内 専門委員の選任につきましては、お医者さんの関係で4名の専門委員を選任することができたわけです。その人選につきまして、当時、裁定委員の一人であった堺委員が、医師の資格をお持ちで、適切な人材を全国的な規模で探していただきました。その結果、内科の尾形悦郎先生、神経内科の井上尚英先生、大越教夫先生。それから小児の被害について、小児科の水口雅先生を専門委員に選任しまして、その4名の専門委員がそれぞれ1人ずつ報告書を出すのではなくて、共同で調査に当たってほしいと委嘱したわけです。委嘱した内容は、まずDPAAに関する知見の整理。それから、DPAAから発症する典型的な疾病はどういうものなのか。そして、本件被害を受けた申請人らの健康被害が果たしてDPAAと関係ある被害なのかどうか。それらを一括して専門委員の先生に検討をお願いしたわけです。

4名の専門委員の先生には公調委に来ていただきまして、専門委員による協議の場を設けまして、そこでチームとして検討を進めて

いただきました。その結果、まず典型症状を明らかにしようというのが当面の第一の目的で、そしていろんな文献等を調査した上で典型症状を検討するというような形で調査が進められたと聞いております。

◆田口 なかなかこういう毒物による健康被害というのは、あまり事例が多くなかったのだらうと思うのですが、そういった御苦労は多分、先生方にもあったのではないかと推察しますが。

◆高橋 特に胎児期における間接暴露の形で小児に対するDPAAの健康影響などについては、私もいろいろと迷うところがあったのです。しかし、専門委員の先生の医学的な所見が出されていたので、所見がなければ判断に迷うところを、それに依拠して判断することができたというのは助かったところだと思っています。



◆田口 現地での期日や調査なども行われたと思うのですが、その場で健康診断なども行われたのでしょうか。

◆大内 裁定委員の現地調査とは別に行っていただきました。専門委員にお願いした事項は、1つは基本的な医療文献の調査。それから、申請人らが罹患していたカルテと検査結果と臨床的な書類の検討。それから、健康被害を受けていると主張している申請人らの個別の健康診査。これらが総合的に進められました。典型的な DPAA の被害の症状として、小脳症状ないし中枢神経症状については、文献的にもある程度、特定できるとのことで、そういう症状を訴えている申請人らについては、発症時期等も含めて DPAA に暴露した時期と符合していれば、基本的には DPAA の原因があったのではないかと見られるということで、報告書はまとめられているように思います。

それから、小児の精神運動発達遅滞（以下「精神遅滞」）がかなり重篤な被害として訴えられていたわけなのですが、これについては、専門委員の先生は、DPAA が脳に蓄積されて一定の神経症状に影響を及ぼして、そして精神遅滞等の発症があったのだと見ることもできるけれども、ただ、それぞれの家庭でのいろいろな生育状況、遺伝子的な要素等もあったかもしれないということで、正直言って、専門委員報告書の中では断定的な判断は控えられていたのです。1点、ただ裁定委員として、提出された報告書を検討する中で、なぜこの地区のこの家族だけにそういう症状があったのか。それはやはり DPAA への暴露と無関係ではないだろうということで、裁定書の中では因果関係を肯定するような判断になったわけなのですけれども、他の要因の影響も排除はできないということで、後で損害の認定のところで問題になりますけれども、素因減額という問題で、割合的な認定をせざるを得ないだろうと考えました。

この辺は、専門委員は様々な可能性を示唆するだけで、結局、断定的な判断はおっしゃられなかったのです。そのために、申請人代理人等は、調査報告書に対しては不満を抱きまして、もっときちんとした判断を示してもらわないと困るといったことで質問書を提出して、これについても見解を明らかにしてほしいということをおっしゃっていたのですが、最終的には裁定委員が協議する中で、社会的な相当性として因果関係を否定はできないのではないかとこのところに落ち着いたというのが経過だと思います。同時に、消化器系、呼吸器系、循環器系あるいは皮膚系、その他の疾患については、DPAA 以外に独自の発症原因がそれぞれにあったので、成人病も含めてそれぞれの健康被害が DPAA と関係していたかどうかということについては、少なくとも現存する知見の中では、それが原因であったということはまだ到底言えるものではないという判断で、そこは因果関係を肯定することはできないという判断が示されていると思います。

◆田口 今のお話で、専門委員の意見書は、一体どういう性格のものかという論点があり、ともすると、特に申請人は公調委がこういう見解を出してきたと受け止めて、だから公調委はちょっと考え直してくれと言うような傾向があると思うのですが、この場合も、申請人が、専門委員の意見書に対して…。

◆大内 申請人側は、専門委員に対する質問書という書面を出してきたのです。ですが、申請人の数も多いせいもあって、大変詳細な数の質問書を提出してきたわけですね。それで、裁定委員会としては、専門委員に対し、この質問書に対する回答を書面で用意してもらおうようお願いしました。申請人代理人は、直接尋問させてくれと申し立ててきたのですけれども、

それは言ってみれば自然科学的な冷静な判断が求められるところ、どうしてそれを否定したのだなどといって、弾劾的に質問が浴びせられるということであって、公平な判断はなされないだろうということで、書面による回答ということで当事者に納得してもらって、そして補充報告書という形で職第2号証¹、最初の報告書が職第1号証（「ジフェニルアルシン酸(DPAA)による健康被害に関する医学的所見に係る専門委員会報告書」）だったのですけれども職第2号証（「同補充報告書」）ということで、質問書に対する回答の報告書を用意していただいたという経過があるわけです。

◆田口 制度の建前から言うと、申請人が主張を出して立証する、一方、被申請人も同様にしてもらって、そして公調委が選んだ専門委員も意見書は出すけれども、別にそれは制度上公調委の意見でも何でもないので、公調委としては中立というか、公調委の立場からそれら全体を見て、事実認定や法律判断を示すということだと思うのですけれども、なかなかやはり申請人とか当事者の立場に立つと、何で私たちに味方してくれないのかという感じになりやすいのかなと思います。今回のこのケースもそういうところがあったのですね。

◆大内 特に小児に関しては、胎児期における間接的な暴露ということを申請人は言っていたのです。母親が汚染した水を飲んだことによって、母体が汚染した。それによって胎児が影響を受けたのではないかということをおっしゃっていました。ただ、それはこれまでのDPAAに関する影響の各種の研究成果から見ると、胎児期における影響や遺伝子的な影響と

いうものが、認められるだけの知見はないということで、そういう間接的な暴露の影響というようなものについては否定せざるを得ないという判断になったわけです。

◆田口 1つ戻りますけれども、申請人からカルテを提出させてという話もあったかと思うのですが、申請人が多数いたこともあり、まとめて出してくるのがなかなか大変だったというようなこともあったのでしょうか。

◆大内 そう。審理の当初の時期の問題なのですけれども、平成19年ですかね。その時期にはまだほとんど、健康被害をもらもら主張していたにもかかわらず、各申請人らについての医学的な根拠については何も書証が提出されていなかったわけです。それで、裁定委員会から申請人代理人に、それぞれの申請人らのこれまで受診した医療機関等のカルテを提出してほしいということをお願いしたわけなのですが、それがなかなか提出されないで、結局、三十何名分のそれぞれのカルテが一通りそろうまでに、ほとんど2年近い時間を要しました。その結果、裁定書の一番最後のところに添付してあります、申請人らの健康被害一覧表というのがあるのですが、ああいう表の形で全部の被害状況を整理できたのが、ほとんど最後の段階に近い時期までできなかったというのが経過なのです。

◆田口 やはり人数が多いということと、申請人の代理人の人が強力にまとめることができる人であれば何とかあったのかもしれないですけど、なかなかそういうところも難しく、公調委がかなり、アドバイスというわけで

¹ 職号証とは、裁定委員会が職権により取り調べた書証

はないのでしょうか、指導したケースが多かったということだったのですかね。

◆高橋 やはり集団訴訟としての難しさというのがあった。集団的な紛争としての難しさみたいなものではないですか。

◆大内 申請人代理人として10名近い人数の弁護士さんがついたのですけれども、それぞれの人が分担して書証の提出等を割り当てられたようなのです。ですから、書証を足並みそろえて提出するということが、なかなか至らなかった。このため、基本的な判断のもととなるべきカルテ類等の整理がなかなかできなかったという困難さがあったのは事実です。

◆田口 そうしますと、カルテがそろい、別途、専門家を専門委員として任命し、現地で実際に健康診査をやって、それらをもとに意見書を書いていただいたということだったのですけれども、現地での健康診査もまた、申請人が多いこともあって、連絡してきちんと集まってもらうのも、なかなか難しかったのかなとも思うのですけれども。

◆大内 数日に分けて健診日というのを決めて、それで出てこられる人は何日を希望するかという形で計画を立てて、専門委員のお医者さんとその補助者がついて、現地で健康診査を全員について行ったという経過があります。

◆田口 そういう中で、最終的には申請人一人一人の健康被害との因果関係があるかないか、ある場合にはどのぐらいあって、賠償額は幾らというところまで決まっていくわけですから、三十数名全員について、これを決めるの

はかなり大変だったろうと思うのですけれども。

◆大内 裁定書の構成にもありますように、一般的な因果関係について、まず基本的な考え方を整理した上で、そして、あと個別の申請人ごとの被害状況について、いつ以降どういう症状を訴えていたのか、それは結果としてどういうふうに DPAA と関係するのか、しないのかというような、個別的な判断を尽くすという、二段構えの判断構造をとっているわけです。

6. 国・茨城県の責任

◆高橋 法律論の観点から言うと、やはり国の責任の有無とか県の責任の有無というのが、結構大きな話でした。先ほども冒頭に言及はありましたが、DPAA の製造や管理の経過と、本件の不法投棄の経緯など考えると、国の責任そのものを認めるのが難しいというのは、多分、私の着任の前に、大方の整理はされていたのではないかと思います。あと、申請人がB型肝炎訴訟²の話を持ち出してこられました。しかし、B型肝炎は国が直接執行している事務についての健康被害で、こちらは、国が製造については戦時中、民間企業に委託したものが第三者によって不法投棄された事案です。かなり性格が違うところがあるので、B型肝炎の主張については、採用するのは難しいのかなと思ったというところですね。その辺は、もう既に私の着任の時点で大体そういう整理というのはされていたのでしょうか。

² 最高裁平成18年6月16日判決・民集第60巻5号1997頁

◆内藤 国の責任はふわっとした形なので、個別具体的な行為に対する責任というのがなかなか特定できないなというような感じで皆さんいたとは思うのですけれども、県の責任も最初のうちは少しふわっとした印象だったのです。しかし、ある時点で、これも鈴木審査官が、ある資料を見ながら気がついたのですが、県は、例年地下水データを公表しているのに、あの会社寮の井戸の後は公表していないのです。それで書類や証拠によって、いろいろ細かく県の規定と比べて調べていくと、規定上、調査するべきことが実際には調査されていないことが段々明らかになってきたのです。それで、県の責任はあるのかなという心証がでてきた感じになりました。

◆高橋 法律論としては、国の平成9年通達³が出されていて、この事務は当時、機関委任事務だったので、国の通知は要するに県の事務を上級官庁として縛るものだという位置付けでした。その平成9年通達に、鉛直方向の汚染の広がりにも留意しなさいとか、汚染の井戸の周辺の地区調査については、汚染が想定される範囲全体を含めるように調査範囲を設定しなさいとか、地下水の流向が分かっている場合には、その方向に帯状に調査しなさいとか、事細かに書いてあった。

◆内藤 そうです。少なくとも汚染源をきちんと調べなさいということは、定性的ではあるけれども書いてあったと思います。

◆高橋 かつ、県の自ら定めた実施要領でも、汚染があった場合については調べなさいというようなことは書いてあった。

◆内藤 たしか国の機関委任事務としての通達を受けて、ほぼ同時期に県は実施要領を作っているのですよね。それなのに要領も守っていないということになる。会社寮の井戸の汚染が発見されたときに、県の調査指針どおりに半径 500 メートルの範囲の井戸の調査をしていたら、A井戸は会社寮の井戸から 500 メートル以内なので、A井戸の汚染が、被害が顕在化する前に見つかっていたかもしれないですね。事件を扱っていた当時、我々も地図を広げて物差しを当てて 500 メートルに入っているかどうか調べた記憶があります。

A井戸の汚染が見つければ、その時点でもう即、井戸の使用の中止命令を出せたはずです。

◆田口 国の責任だと、かなり無理に言えば、例えば製造物責任などというのもあるとは思いますが、ああいうのはやはり、その物に対して監督が行き届いていないと問題にならないものなのでしょうか。

◆大内 だから、国はそういうものを作ってくださいよと言って製造を指示した。そして、でき上がったものを保管していた。これは戦争中の出来事でしょう。そして、終戦後、引き続き保管していれば、どういう管理責任があるかという論点については、裁定書の中でも、そういう危険物、毒ガス兵器そのものではないにしても、一定の毒性のある物を保管する者としては、一定の管理責任があることは免れないだろうということで判断は示しているのです。ところが実際には、それが、いついかなる場合に、どのようにして国の保管から離

³ 環境庁水質保全局長通達「『水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について』の一部改正について」（平成9年3月13日付け環水管第81号）

れ外部に出たのか。そこに管理義務違反に該当するような行為があったのかどうかということについては、何も明らかになっていない。気がついてみれば、ある日突然に第三者がそこに、DPAA を含んだコンクリート塊を投棄していたということだけしか分かっていない。そうすると、そこに至るまでに国が何らかの管理義務違反があったのかについては、何も分からない。それで、どうやって法律的な責任の根拠となる具体的な注意義務違反を認定するのかということが問題になったわけです。それが第1点と、それから、第三者が意図的に投棄したという、いわば因果関係の中断みたいな形での別の原因があったればこそ、こういう被害が発生したのであって、国の管理義務違反の問題とは別の原因によって被害が発生しているということは免れないではないか。その2つの要素を挙げて、だから国の責任を問うことはとても無理ではないかというような判断になったわけなのです。

後者の第三者の意図的な故意行為、不法行為、すなわち投棄行為、DPAA を含んだコンクリート塊をそこに埋め立てたという直接的原因があるのであれば、過去に遡って、事情を分からないところの国の管理義務違反を問うことは到底できないのではないかという判断として、二重の意味でちょっと無理でしょうねというような判断になったと思いますけどね。

◆高橋 それに加えて、農薬としての用途で払い下げたような事実もあったと。そういう意味で、必ずしも農薬として本当に使ったのかどうか分からないのですけれども、農薬としての用途として使われたという事実はあるのだというような認定も、裁定書にはされていましたよね。その辺を見ると、今、大内委員

長がおっしゃったことにプラスして、やはり国の責任は難しいのかなと、あの当時、受け止めたということだと思います。

◆内藤 そうですね。化学兵器そのものではなくて原料なのですよ。農薬の原料になる可能性は少なくともありますね。

◆高橋 あと、やはり先ほど内藤審査官におっしゃっていただいたように、県が公表しなかったということから、県の責任が大きかったところかなと思います。規制権限不行使ですと、他の手段が行使できない可能性ということで、補充性の視点を賠償のケースでは言うのですが、公表は必ずしも規制ではないので、そういった意味で、県が自ら把握した事実を公表して、飲み水・井戸水を使用しないように指導すれば、被害が実際、食いとめられたのではないかと。その辺はやはり、県の責任を積極的に認定する一つの大きな要因だったのではないかなと思います。

◆内藤 会社寮の井戸で最高 0.51 mg/L で環境基準の51倍という高濃度のヒ素が出たときに、一般に公表していたら、多分、周りの住民は反応します。そうすると、A井戸は500メートル以内にあるわけですから、自分のところも調べてほしいと言ったかもしれません。ですから、公表する、しないというのは、非常に環境行政上は重要なファクターではあるわけです。

◆田口 井戸水の使用をやめて自発的に水道に変えるというようなことも、期待できたと思います。

◆内藤 普通ですと、みなさん心配になるので、地域保健所に調査してほしいと、住民が要請します。

特集「平成の公害紛争事件を振り返る」

◆田口　そうですね。そうでなければ、調査もまだだから、いっその際、井戸水はやめて、水道だったら安全だから水道にしようという動きになるか。いずれにしても、住民一人一人が考えて行動をとることができるわけです。

◆内藤　あと、もう一つは、県は、自然由来としていましたが、いずれにしてもかなり高濃度の汚染が出ているにもかかわらず、どこから発生しているのか、周りに工場がなければ何ゆえに発生しているのかということを、普通の県の行政だったら、きちんと整理して追及するはずなのに、何もやっていないということは問題だったなと思います。

◆高橋　ただ、県は、この周辺が、わりあい地層的にヒ素の多い地区で、比較的、自然由来で同じような濃度のヒ素が出たことは結構あるのだというような反論をしたのです。その辺は、どういうふうと考えられたのかなというのが。

◆内藤　自然汚染だったら、長い年月を経て、定常状態になっているはずなので、いきなり数値が上がるとことは考えにくいのです。明らかに何らかの原因が近年発生して高濃度が突然出ているはずなのに、原因を調べないということ自体が非常におかしいのです。飲んだら健康影響が出るレベルなので、仮に自然汚染であっても地下水の飲用は基本的に止めなければいけないわけで、きちんと原因究明すべきだったと思いますけどね。

◆田口　これは、その時点では、DPAA であるというところまでは分からなかったわけですね。DPAA だと、ヒ素でも天然由来のヒ素ではないというのはすぐに分かったらと思うのですけれども。

◆大内　DPAA が原因だということが分かったのは、平成 15 年以降ですよ。平成 11 年当時には、ヒ素を含んでいるというだけしか、毒性としては分かっていないですね。

◆内藤　状況から考えると、いわゆる昔からの汚染ですという状況ではないわけです。会社寮の井戸も定期検査で突然汚染が発見されて後から飲用禁止にしているぐらいですから、同様の措置をとるべき井戸がまだ他にもある可能性があったわけですよ。そこで、井戸の深さが違うのではないかなどと、いろいろ検討して、2 次調査を普通はするわけです。それをやらなかった。



7. 水質汚濁防止法の解釈

◆大内　県の責任については、常時監視義務を定めた水濁法（水質汚濁防止法）第 15 条の定めと、それから公表義務を定めた水濁法第 17 条の定めというのが、基本的な法的な根拠

としてはあるのですけれども、ただ、いずれの概説書を見ても、抽象的な権限を定めたものであって、具体的な注意義務を定めたものではないと書いてあるのです。そこから、なぜ県に責任原因があると言えるのかということとを究明するのが、大変苦労したところでした。

15 条の常時監視義務については、先ほどお話に出た国の通達があって、それは、機関委任事務としてのいわば指揮命令監督があって、それに反していること自体がもう管理義務違反ではないかと。そこには詳細な調査の方法まで定めてあるのに、県はそれを全然尊重しないで、自然由来だといって調査を打ち切った。これ自体、大変問題ではないかということで、言うことができたわけです。

公表義務のほうに関しては、そういういわば下位規範みたいなものはないのです。ですから、問題は制度の趣旨。住民の健康被害を防止し、生活環境を保全するというために、この公表義務というのは定められているのではないかと。そうであれば、具体的な状況に応じて、51 倍という環境基準に違反する程度が著しい高度のヒ素の発見がある場合には、なぜそれを公表しなかったのか。それはそれ自体、職務権限違反ではないかというようなことで、いわば制度の趣旨を元々に遡って、住民の健康を守るべき立場にある県としては、果たすべき義務を果たしていないと言わざるを得ないのではないかという。これはまさに誰も言っていない、私たちの裁定が初めて言った、県の責任を指摘した問題ではないかと思えますけどね。

◆内藤 事件を公調委で取り扱っているときは、水濁法に係る事務は、もう行政改革の後で、団体委任事務になっていたもので、最初はみんな

団体委任事務と思い込んでいたのですけれども、ある時ふと気がついて、もしかしたら平成 11 年当時は行政改革の前じゃないかといって調べたら、機関委任事務の時代だということが判明したのです。

◆高橋 私はこの裁定を研究する判例研究会に出たのですが、評釈する側は当たり前みたいな受け止めが結構多かったのです。しかし、私は聞いていて、違和感がありました。これは大内委員長がおっしゃっているように、当時の解説書などを前提にすると、かなり踏み込んだ法的な判断を委員会がしたのだと、私は内心は思っていましたから、そういう意味では、この裁定というのは、法律的にも大きな意義があったのではないかなと。

◆内藤 そうですね。常時監視の条文の格が上がったというか、委員会の判断ですごく重くなりましたよね。

◆田口 それで、県の責任は、会社寮井戸にヒ素汚染が発見された平成 11 年以降ということで、健康被害を訴えている申請人もそれ以前の被害を訴えているわけですが、そこを、ある意味で区切って、その時点から後の被害について責任を認めたという。

◆大内 そうですね。それは損害論の判断の問題に入ってくるのですけれども、まさにそのとおりでして、A 井戸については平成 9 年以降、B 井戸については平成 10 年以降発生した健康被害については DPAA が関与した疑いがあると。だから、それ以降については住民の健康被害については DPAA が原因した可能性がある。ただし、県の責任について言えば、平成 11 年以降でないと県の責任を問ういわれがない。そうすると、平成 9 年から平成 11 年までの間に発症した被害については、県に責任を負わ

せることはできないというところで、限定的な判断を、損害論のところで示しているわけです。

8. 損害論について

◆大内 本件裁定書は、極めてユニークといえますか、特徴的な被害者救済の姿勢を貫いている。それがあらわれているのが、損害論の判断に出ているのではないかと思うのですけれども、まず包括的な慰謝料請求という形で、一律 300 万円を限度として一部請求するという形で、申請人らは損害を主張したわけなのですけれども、これは言ってみれば、公害訴訟とか製造物責任訴訟などで使われる請求の方式で、結局具体的にどういう損害があったのかについて一概には言えないと。いろんな場面に損害が発生する可能性があるような被害について、こういう包括的な請求がなされるわけなのですけれども、それについて本件裁定は、まず原則的にそれは適法な請求であるという判断を示しているのが特徴ではないかと思います。

それからもう一つの特徴は、健康被害に至らない、平穏生活権を侵害した不法行為を認めたという。普通は、公害によって健康被害が認められれば慰謝料を認めるというのが、公害に基づく賠償請求の普通のあり方なのですけれども、本件については DPAA という、いわば、えたいも知れないような毒物に暴露してしまっていると。それで、もしかしたらこれは DPAA のせいではないかということで、住民は大変不安に駆られたと。それ自体、大変な生活権侵害ではないかということで、具体的な健康被害が認められない申請人らについても、一定限度で慰謝料請求を認めるというふうな

判断を示しているのが、もう一つの特徴ではないかと思います。

◆高橋 平穏生活権と、最近、わりあいといろんなところで言われるのですが、当時としてはかなり画期的ですね。

◆大内 普通の公害裁判では、健康被害が認められなければ、結局、その人の請求は棄却するのが普通だった時代ですよ。ですので、それが、言ってみれば、どういう被害が生ずるか分からないという、いわば、えたいの知れない被害を受けているというような井戸水を飲んだ。DPAA に汚染した井戸水を飲んでしまったということについて、それはそれ自体、大変な思いをさせましたねということで、それなりの慰謝料は認めていいのではないかという判断になったというのが、本件の一つの特徴ではないかと思います。

それから、もう一つは素因の減額の問題で、因果関係があるかもしれないけれども、ほかの原因もあるかもしれない。両方分からないではないかというような、いわば大変悩ましい問題を専門委員の報告書では示されているわけなのですけれども、それを裁定委員会の方では、DPAA 以外に原因があったとしても、DPAA による因果関係を否定することはできないということで、基本的に因果関係を肯定すると。ただし、それについては、ほかの原因もあった可能性もあると。それは、割合的な認定で、原因を与えた程度に応じて、一定額の賠償は認めざるを得ないという判断を示した。これも被害者救済のためにとった一つの手法ではないかと思います。

◆高橋 そうですね。民法の先生に聞くと、まだ割合的因果関係論については批判的な先生もいらっしゃるって、学説的には対立もあるところですよ。

◆大内 そう、そう。原則的には特別事情の予見可能性の問題で、相当因果関係説で、因果関係を認めるか認めないかで、オール・オア・ナッシングでいくところが普通なのですけれども、他の可能性もあるから、割合的に責任を分担させるといふ、最高裁の昭和 63 年の判例⁴を参考にして、過失相殺の手法を使って割合的な認定をしていくという考え方が、裁判実務の中では割りと定着してきているのです。それを本件の場合に採用した。

◆高橋 当時から実務的にはかなり定着していたのでしょうか。

◆大内 はい、昭和 63 年の判例ですから。それまでにはいろんな議論があったのですがね。あと、先ほど話が出た、県の責任の限度で認めるという、時期的な問題といった各所について、この損害論の判断というのはユニークな判断があるのではないかなと思います。

◆高橋 神栖事件について、その後の裁定を踏まえた動きというのは何かあったのでしょうか。

◆田口 県の代理人の方から伺った話なのですが、裁定を超える解決金を申請人に支払って、それで…。

◆大内 この請求は、一部請求になっています。請求金額が 300 万円を限度にしていますから、特に小児の精神遅滞の損害を認定した場合には、1,000 万円を超えるような障害を認定せざるを得ないということになるのですけど、ただ、認容額としては 300 万円を限度にするという形で、縮小された形でしか支払いを命じていないわけです。それは、申請人らに

とってみれば、そうしたら請求を拡張するじゃないかという形で問題になってきて、そこは県との和解交渉の中で、この裁定を上回る賠償金額で円満示談したというのは聞いております。

◆高橋 健康調査みたいなのは、その後もあったのですか。

◆内藤 環境省の有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業を継続することとしたような気がします。ちょっとうろ覚えですみませんが。

◆田口 たしか、和解条項の中に県が国に対して制度が継続されるよう支援に努めることが入ったような気が。ちょっとすみません。記憶が乏しいのですけれども、そのような話を聞いたような気がいたします。



⁴ 最高裁昭和 63 年 4 月 21 日判決・民集 42 卷 4 号 243 頁

9. 裁定の意義

◆田口 それでは、全体を通じての感想ですとか、今回、この神栖の事件の裁定の意義とか、そういった全般についてのお話をいただければと思うのですが。

◆内藤 そうですね。環境行政の立場から見ると、やはり常時監視をおろそかにしてはいけないなという。1点どこかでおかしなことが起こったけれども、よく分からないというてうやむやにしていけないというのは、この事件を見ると、その重要性がよく分かるなという感じではありますね。改めてそこを認識したということで、多分、全国の都道府県が認識したのではないかと思います。

◆田口 同じような感想になりますが、正常性のバイアスなどといって、何か異常な事態が起きても、すぐにスイッチが切り替わらず対応できないことが間々あるという話を聞いたことがあります。行政側の立場としては、緊急時には、スイッチをすぐ入れて動かなければいけない、それで調べてみて本当に何ものなければいいけれども、何かあったら即、対応するということの重要性を気づかされたケースと思いました。

◆高橋 私にとってはとにかく、委員になってすぐの裁定事件だったので印象が深かった事件でした。今でも思っているのですが、組織としていろんな専門の方が一緒になって1つの事件を解明するというメカニズムを初めて経験したというのは非常に大きかった。また、私は行政法という立場からしか公害事件を、それ以前は見てこなかったのですが、やはり一つ一つの事実認定とか、それから専門家の判断を前提にした法的な判断の在り方とか、

その辺を自分が体験できたというのも大きくて、そういう意味で、この公調委というのは、一般的によく言われることですが、公害の紛争解決的には大きな意味を持っている組織であることを、この事件を通じて、印象深く受け取ったということだと思います。

◆大内 私は、本件の裁定というのは、各論点の判断で、公害によって被害を被った方々の早期の救済を目的とするという公調委の姿勢そのものが全体としてあらわれているのではないかなと思うのです。

まずDPAAの伝播についての事実的な因果関係の判断なのですが、普通の訴訟で言えば、当事者の立証責任の問題で、当事者がどれだけ立証を尽くしたかという判断に逃げ込むところなのですが、それを蓋然性の認定という手法を使いまして、困難な事実証明の問題を解決した。それについては、環境省の調査報告書を全面的に採用するという形で、問題を克服することができたわけなのですが、そういう形で、結局、当事者の立証責任に逃げ込むことなく判断を尽くしたという点があると思います。

それから、DPAA 暴露と健康被害の認定についても、専門委員制度を活用して、職権調査によって、前代未聞の健康被害についての因果関係を、肯定的に判断を示しているということだと思います。

国の責任の在り方については、第三者の故意行為による加害行為という本件の特殊性を重視して、判断の公平性を担保できたのではないかと思います。それから、県の責任の在り方については、水濁法の知事の権限行使について、健康被害を救済するために、制度の趣旨を基本的な前提に立ち帰って、前例のない解

釈を示すことができたのではないかと思います。

そして、損害算定の判断についても、先ほど申しましたような被害者救済の姿勢を尽くすことができたのではないかと思うわけなのです。

こういう困難な事案の中で、申請人らの請求をそれなりに整理してまとめ上げて認容まで導いたということで、本件紛争を円満に解決することに方向づけすることができたのではないかと思っているわけです。

◆田口 ありがとうございます。私も当時、記者発表後に、かなり大きく各マスコミに取り上げられて、申請人の小児の母親の一人が、それまでは自分の育て方が悪くて子供があんなになってしまったと、自分でも思っていたし周りにも言われていたけれども、そうではないことが公調委に認められたので、自分の責任が軽くなった気がして、ほっとしたというような感想を示しておられて、公調委の裁定の法律的な意味合いは違うのかも知れませんが、そういう住民の方の心理的な負担の軽減につながった、いい裁定であったのかなという感想を持ちました。

それで、この件は最終的には、県と住民との間で和解が成立して、公調委の裁定を上回るお金を出して解決したというようなことも聞いておりますので、県も公調委の裁定に従って、更にそれを基にして、住民の救済、紛争の解決ができたのかなということで、意義があったのかなと考えております。

それでは、そろそろお時間となりましたので、座談会を終了したいと思います。今日はお忙しいところお越しいただきまして、どうもありがとうございました。

“ECO” + Sightseeing = “KYOTO” 世界に広がる KYOTO

京都市環境政策局環境企画部環境指導課

「DO YOU KYOTO?」この言葉、皆様御存じでしょうか。これは京都議定書にちなんで、京都から世界に向けて発信する「環境にいいことしていますか?」という意味の合言葉です。実は、“KYOTO”は都市だけでなく、世界のエコの合言葉なのです。

本年5月、京都議定書誕生の地、京都においてIPCC総会が開催されました。同総会ではパリ協定実行に不可欠なIPCC京都ガイドラインが採択され、これに合わせて、日本の自治体で初めて「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指す覚悟を表明し、環境大臣を始めとする各界の関係者とともに、「1.5℃を目指す京都アピール」を世界に発信しました。

皆様御承知のとおり、京都には、春は桜、秋は紅葉といった四季折々の風情ある景色を楽しめる様々な観光名所があり、日本三大祭りの一つである祇園祭に加え、葵祭、時代祭やお盆の精霊送り行事として室町時代から広まった「五山の送り火」がこれらに彩を添えます。さらに、西陣織、京友禅などの伝統産業が守り伝えられる一方、京都大学iPS細胞研究所に代表されるように、歴史・伝統・最先端科学技術が集積・融合している魅力あふれる都市として、日々、進化しています。

また、観光面では観光客数が、2018年に6年連続5,000万人を超え、「観光立国、日本」を牽引する都市となる一方、観光客数の増加に伴う影響も懸念されています。例えば、夜間早朝の飲食店等で騒ぐ観光客、宿泊施設の増加に伴う解体・建設工事の騒音、観光客によるゴミ捨て問題等、住環境への影響が心配されているところです。



五山の送り火

公害苦情相談については、京都市北部及び南部環境共生センターの2箇所と環境指導課が協力して対応しています。両センターには計34名の職員が在籍し、公害苦情相談だけでなく、公害関係法令に基づく各種届出等の受理及び工場・事業場への立入調査、事業者への指導等を行っています。また、環境指導課には17名の職員が在籍しており、環境規制担当、環境調査担当、環境安全担当に分かれています。そのなかで、環境規制担当5名が騒音・振動、大気汚染、悪臭、水質汚濁等の各種届出審査、公害苦情の統計処理等を行っています。

京都市の公害苦情件数は、近年、徐々にではありますが、減少傾向が見られます。典型7公害においては、苦情件数では「騒音」、「大気汚染」、「悪臭」が3大公害となっており、ここ数年はこれら3大公害で全体の86.0%を占めています。3大公害の傾向としては、大気汚染の苦情件数は横ばい、悪臭の苦情件数が減少傾向にある一方で、騒音の苦情件数は増加傾向が見られます。

具体的には、平成 30 年度の苦情件数は 534 件で、公害の種類別にみると、騒音（261 件）が最も多く、全体の 48.9%を占めます。次いで、大気汚染（119 件）、悪臭（79 件）、水質汚濁（53 件）、振動（19 件）の順となっています。苦情件数としては平成 20 年度までは悪臭の苦情が最も多かったものの、平成 21 年度以降は騒音の苦情が最も多くなっています。特に、騒音及び大気汚染の苦情の中でも、工事・建設作業に伴う苦情が増加しており、9 年前と比較すると倍増しています。

行政への申立ての手段としては SNS やインターネットが普及している背景もあり、メールでの問い合わせが増えています。京都市では、市民からの意見を広く聴く「市長への手紙」制度や、メールや電話により年中無休で相談できる、「京都いつでもコール」といったサービスがあり、これらの手段を用いて公害苦情を気軽に相談できる環境を整えています。気軽に相談できる反面、最近では京都市に対しても匿名を希望する申立者が増加しており、発生源の詳細情報が少ないため、十分な調査ができず、結果として申立者の納得が得られないケースも増えていると考えられます。

観光地での公害苦情の例としては、清水寺周辺を訪れていた匿名の観光客から電話で、「建物の解体工事が行われており、その埃が京都市の景観に似合っていない」という申立てがありました。これに対しては、工事現場を特定し、指導した結果、事業者から水撒き等の対策を心がけるとの確約を得ました。

また、観光客数の増加に伴う相談の例としては、「隣地にオープン予定のホテルの空調の室外機が近隣住宅横に設置され、騒音で困る可能性がある。また、どのような宿泊者が不安だ。」というものがありません。この問題については、近隣住民とホテルの協議の結果、1 階にある室外機を屋上に移設することで合意し、宿泊客の話し声やモラルの問題、敷地境界の壁の位置、防犯上の問題等、

住民との話し合いもホテル側と進めるという形で解決しました。これは、行政が間に入ることで、地域住民と事業者の話し合いをスムーズに解決した例と言えます。

このほか、外国人観光客の増加に伴い、日本人の常識では考えられない行動が近隣住民に迷惑をかけている例もあります。

苦情対応では、相談方法が多様化すればするほど、相手の表情や口調等、対面でのコミュニケーションの重要性を痛感するとともに、相手がどのような回答を望んでいるのか、回答手段は何か最も適切なのか、実効性のある対応ができているのか、職員も自問自答する日々です。過去の慣習にとらわれず、ますます時代に応じた行政の柔軟な対応が求められています。

規制基準のない申立てにも苦慮しており、行政が介入できること、できないことを明確に区別することも求められています。日々の業務の中で、法律の根拠に基づき、市民の皆様にな納得していただけの解決策はないかと考え、行政の立場を忘れることなく、申立者にも寄り添いながら、公害苦情の解決を目指し、努力しています。

京都市では、京都議定書誕生の地としての責任を果たすため、京都市地球温暖化対策条例で毎月 16 日を「DO YOU KYOTO?デー」（環境に良いことをする日）と定めています。この日には、市内全域で通勤等にマイカーを使用しない「ノーマイカーデー」、屋外照明の消灯を推進する「ライトダウン」等の取組を、市民や事業者と一緒に実施しています。皆がより良い環境づくりに向け、“KYOTO (ECO)” が日本中に、いや、世界中に広がり、公害がなくなるよう、ひいては持続可能社会の構築に貢献することが、いま、私たちに問われているのではないのでしょうか。

もう覚えましたよね? 「DO YOU KYOTO?」

がんばってまーす

函館市の環境と苦情



北海道函館市環境部環境対策課
特定施設指導担当主任技師

天池 真輝

函館市は、北海道の南西部、^{おしま}渡島半島の南東部に位置し、北側と東側は太平洋、南側は津軽海峡に面し、北国としては比較的温暖な気候風土を持つ街です。自然豊かで四季折々の移ろいや新鮮な海の幸が楽しめるなど自然条件に恵まれています。

安政6年(1859年)に我が国最初の国際貿易港として開港以来、外国の文化を積極的に取り入れてきました。それにより国際性豊かな歴史と文化を育み、異国情緒あふれる街へと成長していきました。

当市は早くから陸・海・空の交通の要衝となり国内外の玄関口として栄えました。また、豊かな水産資源に恵まれた、北海道でも有数の漁場として南北海道の中核都市へと発展を遂げてまいりました。

平成16年(2004年)には^{とどほっけむら}戸井町、^{えさんちやう}恵山町、^{みなみかやべちやう}榎法華村及び南茅部町と合併し、マグロ、ゴッコ(ホテイウオ)、コンブを始めとした海産物はますます豊かなものとなりました。更には、平成28年(2016年)3月の北海道新幹線開業により交通の要衝として拠点性が更に高まることが期待されています。

当市環境部は、大森浜に面した函館山を眺める^{たくぼくしょうこうえん}啄木小公園の近くに立地しています。当市における公害苦情対応は、環境対策課が担当し、公害担当4名を中心に対応しています。私はその一員として、今年から公害関係業務を担当することとなりました。

当市における最近の公害防止に関する取組としては、昭和48年4月に施行された「函館市公害防止条例」の全部改正があります。条例施行後の社会状況の変化や、本市の環境の状況の変化から、

40年以上前の条例の規制内容が、現状にそぐわなくなっていました。このため、改正の議論を開始し、平成30年4月に改正条例を施行しました。

この改正の議論の中で、全国的にも大きな注目を集めたものがあります。テレビ各局の全国ニュースで取り上げられたため、御記憶にある方もいらっしゃると思います。それは、「早朝のイカ売り」についてです。



啄木小公園から眺める函館山
(画像：函館市公式観光情報はこぶらより)

函館は「イカの街」として全国的に知られております。イカの加工食品のほか、6月からイカ漁が始まると、新鮮なイカを食べることができます。函館では、その日に採れた新鮮なイカを刺身にし、朝食時に食する市民が多くいます。テレビ番組の「秘密のケンミンSHOW」でも取り上げられたので御覧になった方もいると思います。ここで、問題となるのはその売り方です。イカ売りは、早朝6時前から拡声器が付いた軽トラックで「イガ、イガー」と声をかけながら、市内を回ります。これ

が、「騒音」として苦情が年間数件市に寄せられます。

イカ売りはもともと、行商が地声で行っていました。その後、前筆のとおり販売方法が変化し、拡声器使用が条例の規制対象となっていました。しかし、朝イカの販売を楽しみにしている市民も多く、古くからの商慣習でもあるため、一律に禁止することもできず、苦情には対応しつつ事実上認めてきました。

条例改正時に、このことが問題となったのです。条例改正の審議状況が地元紙で「イカ売りは騒音？」として大きく取り上げられました。審議会では、「地域慣習としてのイカ売りを規制対象とすべきではない。苦情に対しては規制とは違う枠組みで対応すべき。」などの意見が出され、早朝のイカ売りを正式に認めるべきとされました。これが、報道機関からすると、子供の声や地域の祭りの音も騒音とされる時代に信じられないことだったようです。しかし、放送後、「函館市の今回の判断は正しい！」・「頑張れ市役所！」との声が、インターネットのニュースサイトに信じられないほど多数投稿され、函館を離れた方から、当時を偲んでの励ましの手紙も届きました。当時の担当者からは、音に対し敏感になり寛容ではなくなりつつある時代に、この反応は励みになったと聞いております。

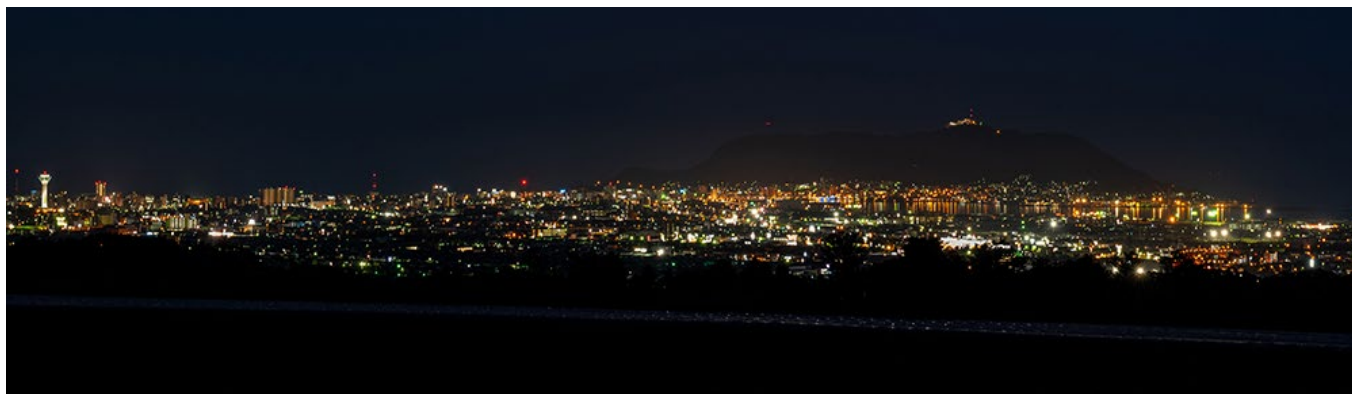
イカ売りにスポットが集中したものの、無事に改正施行されました。その後のイカ売りに対する苦情ですが、年に1、2件寄せられており、都度、販売者と協議し対応しています。

苦情対応業務の経験の浅い私は、経験豊富な上司の対応から学びつつ、苦情の処理にあたっております。

苦情対応に対して私が難しいと感じたことは、騒音や悪臭の感じ方は、個々人の感覚による差が大きく、また長時間、同じ状況が続くとも限りません。そのため、苦情の申立を受けてから現地に到着するまでの間に事象が消失していたり、私の感覚ではほとんど認識できないため、苦情者の訴えを十分に理解できず、苦情者の不満を増大させてしまうことがありました。ほかにも、私は苦情者に対して、法令では規制できないなどの結論を早く伝え、期待に沿えない可能性があることを理解してもらうようにしていました。このため、私の物言いで傷ついたという市民の方もいました。

苦情の原因をなくすことは難しくとも、苦情者が感じている不安を和らげるためには、話し方も含めいろいろな知識を吸収することに努めなければならないと感じております。苦情者の気持ちを理解し、少しでも苦情を解決させられる担当者になりたいと感じています。

最後に、函館市の夜景は函館山山頂から陸繋島部分の市街地を見渡すものが有名ですが、最近では渡島半島側の丘から函館市街地及び函館山を眺める裏夜景も知られるようになりました。どの方向から眺めても美しい街を守り、市民の生活環境を守る行政を目指し、精進していきたいと思えます。



裏夜景と呼ばれる函館山を眺める夜景
(画像：函館市公式観光情報はこぶらより)

がんばってまーす

苦情原因者とのコミュニケーション



鳥取県米子市市民生活部環境政策課
環境保全担当係長

口田 知則

米子市は人口 15 万人弱、面積は 132.42 km²、鳥取県の西部に位置し、南東に中国地方最高峰の大山、北に日本海、西にコハクチョウ渡来南限地でラムサール条約登録の中海を有する、豊かな自然環境に恵まれた街です。

四季を通じて海水浴、登山、サイクリング、スキーなど日常生活の中でレジャーを楽しめる環境が整っています。日本海に面した^{かいけ}皆生温泉は、「トライアスロン日本発祥の地」であり、昭和 56 年から毎年開催している「全日本トライアスロン皆生大会」には全国から鉄人が集結し、過酷な熱いレースが繰り広げられます。同じく、日本海に面した弓ヶ浜海岸は「キス釣りの聖地」として知られており、毎年 7 月には投げ釣りの全国大会が開催されるほどです。



全日本トライアスロン皆生大会

大山山麓の地下水を原水とする水道水は、ブナ原生林の豊かな土壌に育まれてミネラルを適度に含んでおり、それをペットボトルに詰めた「よなごの水」は、まろやかでのどごしがよく名水として広く認められています。

市の大半は平坦な地形で、道路、鉄道、空港などの利便性も高く、古くから鉄道が整備され、山陰と山陽を結ぶ地域の交通結節点・宿泊拠点、人の行き来が盛んな「山陰の商都」として栄えてきました。

なお、本市の特色として、鳥取大学医学部附属病院を始め医療機関が充実していることが挙げられ、高齢者にも子育て世帯にもやさしい環境です。企業、商店等が集積する市街地と住宅地や農地がある郊外など、同じ市内でも地域により特徴があり、それらがうまく融合している暮らしやすい街、それが米子市です。

本市に寄せられる公害苦情相談は、環境保全担当 6 名で対応しており、うち 3 名が化学技師となっています。化学の知識を活かし、市民からの相談だけでなく、他部署からの相談に乗る機会も少なくありません。化学技師は事務職に比べ異動が少ないため、在籍年数が長くなる傾向にあります。そういう私も今年で 9 年目となりました。今年は新たに化学技師としては米子市初となる女性職員を迎え、日々、苦情対応と後輩の育成に励んでいます。

環境政策課に寄せられた環境に係る苦情相談件数は、直近5年は300件前後で推移しており、そのうち約半数が公害苦情となっています。平成30年度については297件で、相談件数の多い順に、雑草の繁茂などの土地の管理について、犬・猫等（咆哮やフン）について、悪臭（野焼、水路、化製場など）、騒音そして水質汚濁についてとなっています。雑草や動物関係の苦情相談は、春と秋にピークがありましたが、その他については特に目立ったピークはありませんでした。発生件数に多少違いはありますが、ここ数年は似たような傾向となっています。

苦情相談の一番多い土地の管理については、以前は空地の管理の相談が多くありましたが、近年は空き家の樹木や雑草が問題になるケースが目立ってきています。空地の場合よりも、所有者が県外におられる、家主が亡くなり相続者が不明であるなど、解決がより困難になる傾向にあります。また、昨今の台風などの災害に危機感を抱き、隣接する山林の木が倒れてこないか心配なので切ってほしい、という相談も来るようになりました。

二番目に多い悪臭苦情については、依然として野焼の苦情が多くあります。雑草の苦情の際と同様、隣近所の場合は直接お願いすることを勧めています。今後の近所付き合いもあるので、匿名を希望される方が多くおられます。中には廃掃法の例外規定のことを知らず、迷惑を受けてなくても通報してこられる方もおられました。

本市では、野焼の苦情があると、まず現場確認に向かい、家庭ごみ等の廃棄物等を焼却していないか確認します。廃掃法の例外規定に当たるとしても、「近隣から煙のことで相談が来ていますので、やめていただけないでしょうか。」と、やんわり焼却をやめるようお願いしています。「誰が言った。」「直接言ってくればいいのに。」など、多少不満はありつつも、迷惑をかけている

ことを認識していただき、ほとんどの場合すぐに焼却行為をやめていただいています。そして、雑草や落ち葉などの処分方法を見直していただきます。

つい先日も匿名での野焼苦情がありました。「隣の家の庭で野焼きをされ、洗濯物が干せない。10年我慢したがもう我慢できない。」とのことでした。現場は山裾の住宅地で、車で30分程度かかる場所だったので、到着する頃には終わっているかとも思いつつ現場に向かいましたが、狼煙のように白い煙がもうもうと上がり、まだ焼却序盤といった感じでした。燃やしているものは庭木を剪定したのか小さな枝葉が多く、家庭ごみはありませんでしたが、乾燥させてない状態だったため、大量の煙が発生していました。60代くらいの女性が2名おられたので、いつものとおり「ご近所から野焼きの煙のことで相談がありまして…。」と切り出すと、「なんで市役所が来た、誰が言った。」「これは野焼きではない。」「税金もらっとるくせに、他の仕事しろ。」などと大声を出され、騒ぎを聞きつけた娘さんまで参加され、こちらもますます炎上する始末でした。「帰れ!」と怒鳴られつつも、可燃ごみとして出してほしい。どうしても焼くなら、よく乾燥させ、風向きを考慮し、少量ずつ短時間で終わるように気を付けてほしいと、30分以上説得を続けましたが力及ばずといった結果でした。

今まで何十件と野焼指導に出かけましたが、ここまで話を聞いてもらえなかったことはなく、まだまだ力不足を感じました。これにめげず、よいコミュニケーションをとるにはどうしたらよいか模索しつつ、市民のために「がんばってまーす」と胸を張って言えるよう、これからも努力していきたいと思っています。

風力発電施設から発生する騒音等に対する取組について

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

1. 再生可能エネルギーと風力発電

国際的に導入が進む再生可能エネルギー由来の電力容量は、主に太陽光及び風力発電に対する政策支援とコスト削減により、2017～22 年にかけて 43%成長し、922GW 増加することが見込まれる。世界的に再生可能エネルギー容量の増加は太陽光と風力に依存しており、2017～22 年に新しく追加される電源の 82%を占める（太陽光 438GW、風力発電 321GW の増加）¹⁾。

日本では 2018 年に閣議決定された政府の第 5 次エネルギー基本計画において、太陽光・風力については、世界的に低コストで導入が拡大していることを踏まえ、我が国においても、今後、技術革新等により、一層のコスト低減を進めて他の電源と比較して遜色ない競争力のあるコスト水準となること、蓄電池等との組み合わせにより長期的な電源として成熟していくことが期待されると記載されている²⁾。

2018 年の世界のこれまでの陸上風力の容量は 540GW、洋上風力の容量は 23GW に達するが³⁾、日本での導入量はその 1%未満にとどまっている。しかし、第 5 次エネルギー基本計画でも、風力発電は、大規模に開発できれば発電コストは火力並みで経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源と位置づけられており、日本の風力発電の累積導入量は政府による長期エネルギー需給見通しでは 2030 年度に 1,000 万 kW（陸上風力+洋上風力）に達する見込みとされ⁴⁾、2018 年 3 月末の導入量（約 350 万 kW⁵⁾）から約 3 倍と、今後大きく増加していくと予想される。

2. 風力発電と騒音に関する苦情

風力発電に伴い発生する騒音は、交通騒音等と比べ、著しく大きなものではない。ただ、風力発電施設がもともと静穏な地域に作られることが多いため、騒音に関する苦情が発生する場合がある。2018 年に環境省は、全国の地方公共団体を対象に、風力発電施設から発生する騒音の実態及び今後の課題等を把握するアンケート調査を実施

した（回答のあった 145 団体を対象に集計）。2018 年 10 月 1 日現在、稼働中（整備に伴う一時停止中を含む。）の自家用・売電事業用風力発電施設を対象に調査したところ、苦情が寄せられた施設は 562 箇所中 67 箇所（12%）で、そのうち調査時点で苦情が継続しているのは 22 箇所（4%）となっていた。苦情が継続している風力発電施設の大半は 20kW 未満（13 箇所）であり、そのほかは定格出力別で 1,000kW 以上 2,000kW 未満で 4 箇所、2,000 kW 以上で 5 箇所となっていた。稼働開始年度別の苦情発生状況別施設箇所数は、図 1 のとおりである。平成 14 年度から苦情等が発生しているが、平成 28 年度は 3 件（定格出力 20kW 未満 1 件、1,000kW 以上 2 件）、平成 29 年度は 8 件（定格出力 20kW 未満 7 件、1,000kW 以上 1 件）、平成 30 年度は 4 件（定格出力 20kW 未満 3 件、1,000kW 以上 1 件）である。近年では、20kW 未満の苦情発生施設箇所数の割合が増えている。

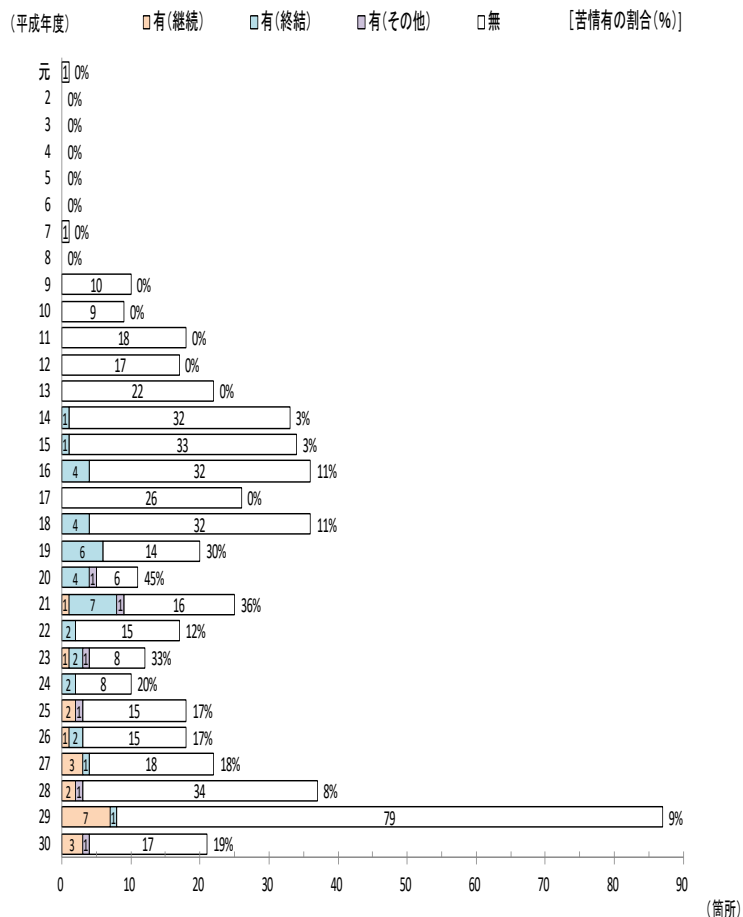


図 1 稼働開始年度別の苦情発生状況別施設箇所数

風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離は、図2のとおりである。苦情等が発生したことのある67施設において、苦情を寄せている者のうち、風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離は、20mから3,000mの範囲だった。施設数では、「200m未満」が14箇所と最も多く、次いで「1,000m以上」が12箇所だった。

また、苦情者宅までの距離が「200m未満」では、14箇所のうち、12箇所で苦情が継続している。

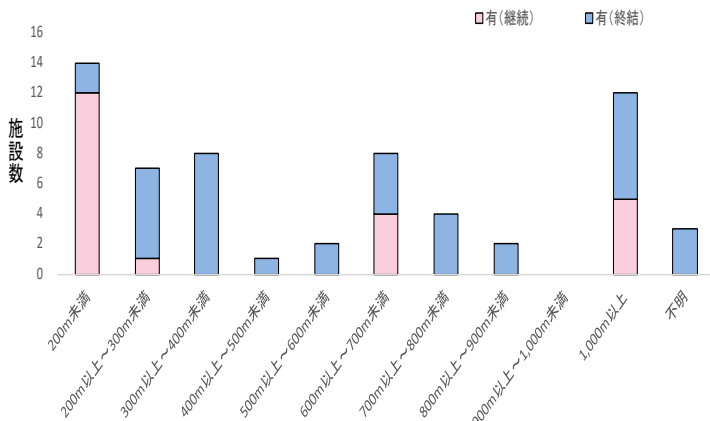


図2 風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離

定格出力と最も近い苦情者宅までの距離を図3に示す。苦情を寄せている者までの最短距離は、定格出力に関係なく1,500m以内(3,000m・2,000kWの苦情原因は景観によるもの)に収まっている。苦情を寄せている数は、20kW未満と2,000kW前後に大別され、20kW未満では200m以内に集中しているが、それ以上大きくなると定格出力の大きさと苦情を寄せている最短距離に比例関係はなく、1,500m以内ではどの距離でも苦情が起こりえる状況という結果になった。

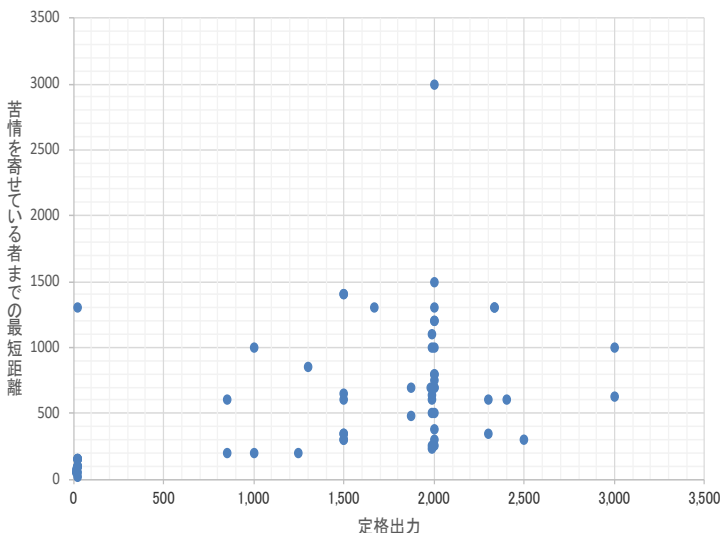


図3 定格出力と最も近い苦情者宅までの距離

なお、この調査結果は、全ての風力発電施設を対象としたものではないこと、また、苦情が直接事業者へ寄せられ、自治体が把握していないこともあり得ることに留意が必要である。

3. 風力発電施設から発生する騒音等に関する検討

環境省では、平成25年に音響学や医学等の専門家による「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」(座長：町田信夫 日本大学理工学部教授(当時))を設置し、風力発電施設から発生する騒音(以下「風車騒音」とする)に関する調査・評価手法等について検討を行った。検討会は、パブリックコメントを経て、平成28年11月に報告書をまとめ、公表した。報告書では、国内外のこれまでの風車騒音に関する科学的知見を整理するとともに、その結果を踏まえ、風車騒音の評価の目安についての提言が取りまとめられた。報告書により整理された科学的知見の概要は以下のとおりである。

3.1 風車騒音の特徴

全国29の風力発電施設周辺において夜間の時間帯に実測した結果、風力発電施設から発生する音は距離とともに減衰し(図4参照)、風力発電施設の周辺住宅等で実測された騒音は概ね30-50dBの範囲であった⁶⁾。

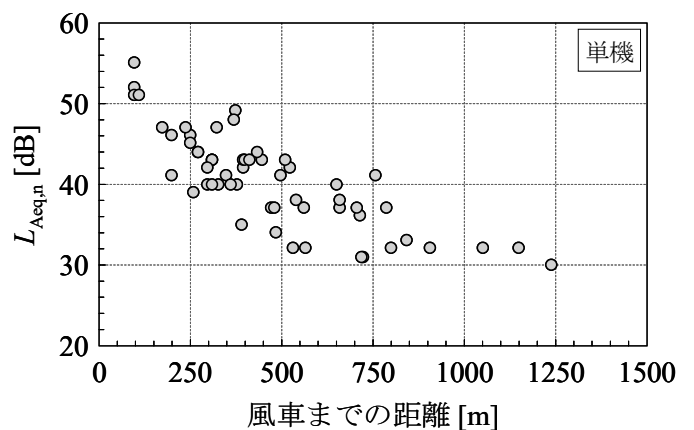


図4 夜間の風車騒音(単機)と水平距離の関係

風力発電施設は、風向風速等の気象条件が適した地域を選択する必要性から、もともと静穏な地域に設置されることが多い。そのため、風車騒音のレベルは、施設の周辺住宅等では交通騒音等と

比較して通常著しく高いものではないが、バックグラウンドの騒音レベルが低いために聞こえやすいことがある。また、風力発電施設の羽（翼）の回転に伴い発生する音は、騒音レベルが周期的に変動する振幅変調音（スイッチュ音）として聞こえることに加え、一部の風力発電施設では内部の増速機や冷却装置等から特定の周波数が卓越した音（純音性成分）が発生することもあり、騒音レベルは低いものの、より耳につきやすく、わずらわしさ（アノイアンス）につながる場合がある。

全国の風力発電施設周辺で風車騒音を測定した結果からは、20Hz 以下の超低周波音については人間の聴覚閾値を下回り、また、他の環境騒音と比べても、特に低い周波数成分の騒音の卓越は見られない。

なお、日本に設置されている風力発電施設のうち主要な製造事業者 17 社によるものの A 特性音響パワーレベルと定格出力の関係を図 5 に示す。同じ定格出力でも 10dB 近くの差が見られる例もあり、選定の際には低騒音型の機種を選ぶことが重要である。

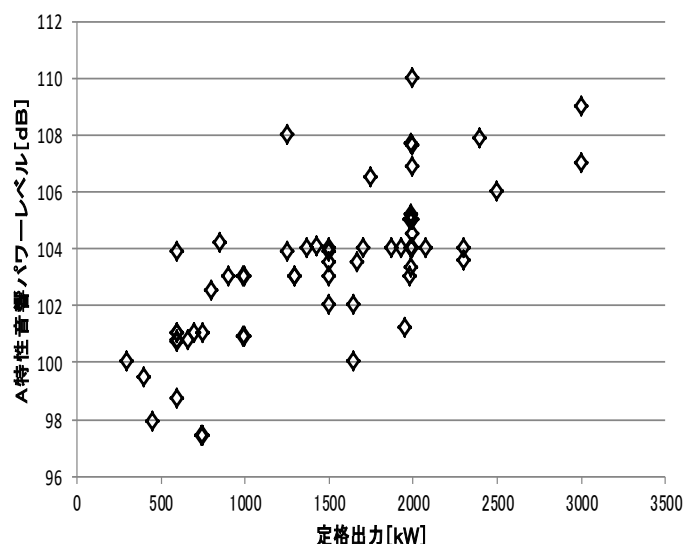


図 5 風力発電施設の定格出力と A 特性音響パワーレベル

3.2 風車騒音の評価と健康影響

これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。

ただし、風力発電施設から発生する騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等は、わずらわしさを増加させる傾向がある。静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が 35～40dB を超過すると、わずらわしさの程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。

また、超低周波数領域の成分の音も含めた実験の結果、周波数重み付け特性として A 特性音圧レベルが音の大きさ（ラウドネス）の評価に適用している。

なお、諸外国における騒音の指標を調べたところ、多くの国が A 特性音圧レベルを用いている。また、周囲の背景的な騒音レベルから一定の値を加えた値を風力発電施設から発生する騒音の限度としている国が複数みられる。

4. 指針及び測定マニュアルの公表

環境省では、3. に記した検討会報告書を踏まえ、平成 29 年 5 月 26 日に、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」と、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」を策定した（詳細は、<http://www.env.go.jp/air/noise/wpg.html> 参照）。

4.1 指針・測定マニュアルの策定の趣旨

指針と測定マニュアルを策定した趣旨については、指針を発出した際の環境省水・大気環境局長から都道府県等宛ての通知において、以下のようになっている。

「検討会では、3. に示した知見を基に、風車騒音については通常可聴周波数範囲の騒音として取り扱い、わずらわしさと睡眠影響に着目して、屋内の生活環境が保全されるよう屋外において昼夜の騒音をそれぞれ評価することが適当であると整理され、風車騒音の評価の目安が提案された。指針は、この考え方を踏まえ、風車騒音による生活環境への影響を未然に防止するため策定された。

また、通常、環境騒音を測定する際には、風による雑音を避けるため、風が強い際には測定を避けることとされているが、風車騒音は、施設が稼働する風が吹く際に発生するため、指針による評価を行うための測定は、風力発電施設が稼働する

有効風速範囲において行う必要があり、通常環境騒音の測定とは異なる測定手法が必要である。そのため、測定マニュアルが作成されている。

指針と測定マニュアルは、風力発電施設の設置事業者及び運用事業者等による具体的な対策実施等に資するとともに、地方公共団体による関係する事業者や住民等への対応の際の参考となることを期待し、定められている。」

4.2 騒音に関する環境基準との関係

風力発電施設から発生する騒音は、風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形、植生や舗装等の地表の被覆状況、土地利用の状況等により影響される。今回策定された指針による指針値は、このような風力発電施設から発生する騒音の特性を踏まえ、全国一律の値とするのではなく、風力発電施設の設置事業者及び運用事業者等による地域の状況に応じた具体的な対策の実施等に資するために策定したものであり、行政の政策上の目標として一般的な騒音を対象とし、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましいものとして定められている騒音に係る環境基準（平成10年9月30日環境庁告示第64号）とは性格及び位置付けが異なる。したがって、上記の局長通知では、騒音に係る環境基準の類型指定がなされており、風力発電施設が設置されている地域においては、一般的な騒音に対しては引き続き当該環境基準に基づき生活環境を保全し、人の健康を保護するための施策を講じるとともに、風力発電施設から発生する騒音については、指針に基づき、未然防止の観点から、当該地域の状況に応じた具体的な対策等が講じられるよう努めることとされている。

4.3 指針の概要

(1) 対象と用語の意味

指針の対象は、主として商業用に用いられる一定規模以上の風力発電施設の稼働による騒音とする。

また、指針では、「残留騒音」とは「一過性の特定できる騒音を除いた騒音」、「風車騒音」とは「地域の残留騒音に風力発電施設から発生する騒音が加わったもの」としている。

(2) 風車騒音に関する指針値

風力発電施設は山間部等の静穏な地域に設置されることが多く、まれに通過する自動車等の一過性の騒音により、その地域の騒音のレベルは大きく変化する。また、風車騒音は風力発電施設の規模、設置される場所の風況等でも異なり、さらに騒音の聞こえ方は、風力発電施設からの距離や、その地域の地形や被覆状況、土地利用の状況等により影響される。これらの特徴を踏まえ、風車騒音に関する指針値は、全国一律の値ではなく、地域の状況に応じたものとし、残留騒音に5dBを加えた値とされた（図6、7参照）。

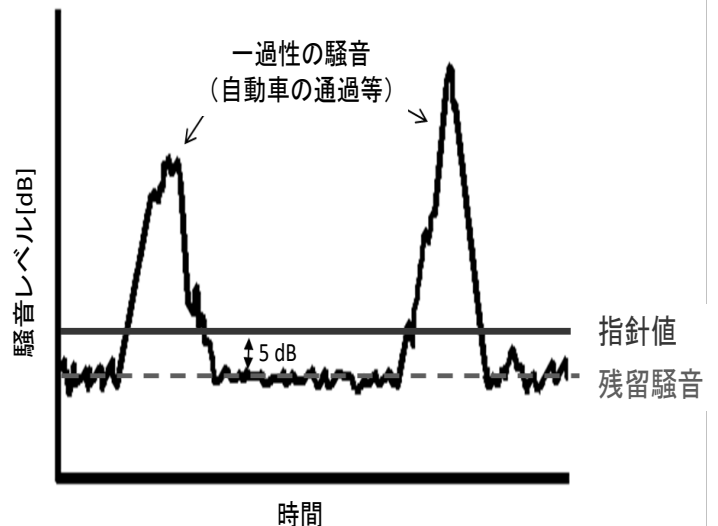


図6 指針値と残留騒音のイメージ

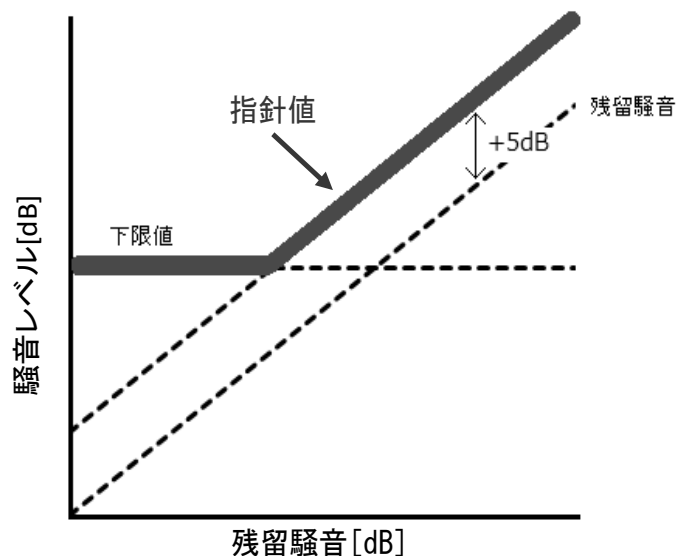


図7 指針値のイメージ

ただし、地域によっては、残留騒音が 30dB を下回るような著しく静穏な環境である場合がある。そのような場合、残留騒音からの増加量のみで評価すると、生活環境保全上必要なレベル以上に騒音低減を求めることになり得る。そのため、地域の状況に応じて、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して、指針値における下限値を設定するとされ（図 7 参照）、具体的には、残留騒音が 30dB を下回る場合、学校や病院等の施設があり特に静穏を要する場合、又は地域において保存すべき音環境がある場合（生活環境の保全が求められることに加えて、環境省の「残したい日本の音風景 100 選」等の、国や自治体により指定された地域の音環境（サウンドスケープ）を保全するために、特に静穏を要する場合等）においては下限値を 35dB とし、それ以外の地域においては 40dB と定めた。

(3) 残留騒音及び風車騒音の測定方法とそれらの騒音と指針値との比較の考え方

騒音の評価尺度はいずれも A 特性音圧レベルを用いるものとし、また、通常的环境騒音の測定においては雑音を抑制するため強い風を避けることとされているが、この指針における残留騒音及び風車騒音は風力発電施設が稼働する風のある条件で測定する必要があることから、原則として、4.4 に述べるマニュアルに定める方法により、地域の風況等の実態を踏まえ適切に行うこととされた。

残留騒音及び風車騒音は、人の生活環境を保全すべき地域において、屋内の生活環境が保全されるように、屋外において風力発電施設が稼働する代表的な風況下において、昼間（午前 6 時から午後 10 時まで）と夜間（午後 10 時から翌日の午前 6 時）の値をそれぞれ求め、得られた残留騒音の値に 5 dB を加えた値を指針値とすることとされた。ただし、残留騒音が 30dB を下回る場合等は、下限値（地域によって 35dB 又は 40dB）を指針値とし、その上で、得られた風車騒音を指針値と比較するものとするとしてされた。

(4) 注意事項等

この指針の適用に当たっては、以下の注意事項が付されている。

- ・指針は、騒音に関する環境基準、許容限度や受忍限度とは異なる。

- ・測定方法が異なる場合、測定結果を単純に比較することはできない。
- ・指針は、風力発電施設から発生する騒音等に関する検討を踏まえて設定したものであるため、その他の騒音の評価指標として使用することはできない。

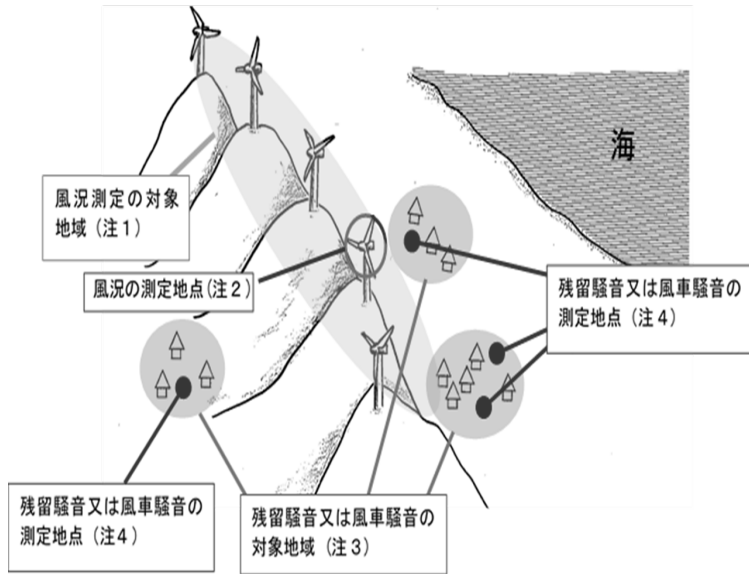
また、設定に際しての基礎資料を適宜再評価することにより、指針は必要に応じて改定するとされている。

なお、指針においては、騒音については聞こえ方に個人差があり、また地域によって風力発電施設の立地環境や生活様式、住居環境等が異なることから、指針値を超えない場合であっても、可能な限り風車騒音の影響を小さくするなど、地域の音環境の保全に配慮することが望ましいと記載されている。風力発電施設による騒音問題の未然防止においては、その場所の状況等に応じた取組が重要である。

4.4 測定マニュアルの概要

4.1 に記したとおり、風車騒音の測定にあつては、施設が稼働する風が吹く際に行うことが重要であり、そのためその地域での風況を把握することが必要となる。また、風車騒音の評価においては、これまで環境騒音の測定にはなかった残留騒音の把握も必要となる。そのため、測定マニュアルが新たに定められた。このマニュアルは、風力発電施設の設置事業者・製造事業者、行政（国、地方公共団体）、地域住民等の関係者等が、風力発電施設から発生する騒音に関する測定を行う場合の標準的な方法を示すものであり、風車騒音、残留騒音の測定方法の他、測定手順や留意点等も併せて記載されている。また、附録として、平均風速や暗騒音の影響を受けた際の分析データの選定に関する判断の仕方と、記入様式の例が添付されている。

図 8 は風況・騒音を測定する場所のイメージ図である。マニュアルにおいては、測定の対象地域・地点の選定の考え方、測定時期や時間帯、騒音を測定する際に必要となるウィンドスクリーンや測定高さ、除外音処理する音等についても整理している。



指針等を活用した環境影響評価等が実施されているところである。今後はこれらの活用実態等も踏まえながら、引き続き指針等の適切な運用が進むよう取り組んでいく予定である。風力発電は大気汚染等の環境負荷の少ないクリーンなエネルギーであることから、指針等の活用により、騒音に関し、生活環境の保全に向けた取組が更に進むことを期待している。

- ・（注1）風力発電施設が設置予定、あるいは設置されている地域
- ・（注2）風況の対象地域で、ハブ高さ付近の風況を把握することができる地点
- ・（注3）風車騒音が人の生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域
- ・（注4）残留騒音又は風車騒音の対象地域（複数の対象地域を設定する場合は対象地域毎）における残留騒音又は風車騒音を把握することのできる地点

図8 風況・騒音を測定する地点の配置例

参 考 文 献

測定マニュアルの具体的な内容については、環境省 HP

(<http://www.env.go.jp/air/noise/wpg/sokuteimanual.html>) 参照。

5. 今後の取組

上述の検討会報告書では、以下が今後の課題とされ、知見を集めていくことが重要とされた。

- ・既に設置されている風力発電施設の現地における事後調査の分析結果を踏まえた風車騒音の伝搬等に関すること。
- ・純音性成分の評価等の、現時点で知見が不足している風車騒音の人への影響に関すること。
- ・既に風力発電施設が設置されている地域に新たに別の風力発電施設を建設する場合の騒音の累積的な影響に関すること。
- ・今後風力発電施設が超大型化した場合の騒音等の影響に関すること。

環境省としては、今後、これらの課題に関し知見を集めていく予定である。

本稿で紹介した風車騒音に関する指針・測定マニュアルは策定され2年が経過しており、この間、

- 1) 外務省:エネルギーをめぐる国際的議論 Vol. 1 IEA 発行「再生可能エネルギー2017」再生可能エネルギーの分析レポート(2017)
- 2) 日本国政府: 第5次エネルギー基本計画(2018)
- 3) 国際再生可能エネルギー機関 (IRENA): RENEWABLE CAPACITY STATISTICS (2019).
- 4) 資源エネルギー庁: 長期エネルギー需給見通し関連資料 (2015)
- 5) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO): 「日本における風力発電設備・導入実績」(2018)
- 6) 環境省 平成 22-24 年度環境研究総合推進費研究課題「S2-11 風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」報告書

公害等調整委員会の動き (令和元年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月2日	府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東 京
7月23日	成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東 京
7月30日	春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	東 京
9月24日	大阪市における印刷工房からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東 京

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第4号事件)
令和元年8月16日受付
本件は、隣接する被申請人らの建築工事現場からの騒音・振動・粉塵により、申請人らに、不眠、ストレス障害、ぜんそく悪化等の健康被害が生じているほか、家屋の損傷、防音対策、借家人の退去等の財産被害を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3643万7870円の支払を求めるものです。
- 茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件
(令和元年(ゲ)第2号事件)
令和元年9月9日受付
本件は、水戸地方裁判所から、同裁判所に係属している「水戸地方裁判所平成24年(ワ)第

494号・同第676号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

- 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件
(令和元年(セ)第5号事件)

令和元年9月19日受付

本件は、申請人が、近接する食品製造会社(被申請人)の工場から排出されたエタノールによって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

- 四日市市における医療機関からの大気汚染・悪臭による健康被害原因裁定申請事件
(平成30年(ゲ)第8号事件)

① 事件の概要

平成30年8月16日、三重県四日市市の住民1人から、隣接する歯科医院を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が運営する歯科医院がガス（塩素、フッ素を含む。）を排出・拡散させたことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年7月9日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 国立市における騒音による健康被害等責任裁定申請事件

（平成30年（七）第8号事件）

① 事件の概要

平成30年11月20日、東京都国立市の住民1人から建築会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が事業活動で発生させている騒音により、不眠症を発症し精神的苦痛を受けており、かつ、騒音対策を講じる必要があるとして、被申請人に対し、損害賠償金92万2720円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めましたが、令和元年7月10日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

（平成29年（七）第10号事件）

① 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等の被害を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、室外機等から発生する騒音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査す

るために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年8月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

（平成29年（七）第7号事件・令和元年（調）第1号事件）

① 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと及び工事終了後に損害賠償を行うと言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、解体工事及び建築工事による振動と財産被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和元年8月9日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和元年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、9月6日の第2回調停期日において、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 春日井市・小牧市における焼却施設からの大気汚染による財産被害等責任裁定申請事件

（平成30年（七）第7号事件）

① 事件の概要

平成 30 年 11 月 5 日、愛知県春日井市の住民 1 人から春日井市を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人の使用している墓所に隣接する廃棄物焼却施設（小牧市所在）からのばい煙、錆により申請人の所有する墓石に変色が生じたのは、墓地の管理者である春日井市（被申請人）の管理義務の不履行によるものであり、物理的被害及び精神的損害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 222 万 5840 円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和元年 9 月 24 日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和元年 9 月 25 日、申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件 (平成 28 年（セ）第 1 号事件・平成 29 年（セ）第 2 号事件)

① 事件の概要

平成 28 年 2 月 16 日、千葉県成田市の住民 4 人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計 1817 万円 9458 円等の支払を求めたものです。

その後、平成 29 年 1 月 16 日、同申請人らから、ドラッグストアを経営する法人を相手方（被申請人）として、類似の内容の損害賠償金合計 1320 万円の支払を求める責任裁定申請があり（公調委平成 29 年（セ）第 2 号事件）、同年 10 月 3 日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、各申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、合計 8 回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生している騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、委託調査、

都道府県公害審査会の動き (令和元年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
青森県 令和元年(調)第1号事件	砕石場からの粉じん騒音被害防止請求事件	R1.7.26
京都府 令和元年(調)第2号事件	近隣店舗からの悪臭被害防止請求事件	R1.7.9
京都府 令和元年(調)第3号事件	グラウンドからの騒音被害防止請求事件	R1.7.12
大阪府 令和元年(調)第2号事件	家庭用ガスエンジンコジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件	R1.7.17
大阪府 令和元年(調)第3号事件	解体・スクラップ工場騒音振動被害防止請求事件	R1.8.14
大阪府 令和元年(調)第4号事件	地下水汚染対策措置継続請求事件	R1.9.2
兵庫県 令和元年(調)第2号事件	マンション建設工事に係る大気汚染損害賠償請求事件	R1.9.2
佐賀県 令和元年(調)第1号事件	ごみ処理施設建設工事に伴う地下水汚染のおそれ公害防止請求事件	R1.8.19
大分県 令和元年(調)第1号事件	コインランドリーからの騒音等被害防止請求事件	R1.8.22

2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 平成30年(調) 第2号事件 [鑄造製鋼原料加工販売業者土壌汚染物質撤去等請求事件]	栃木県 住民1人	鑄造製鋼 原料加工 販売会社	平成30年12月17日受付 被申請人が過去に行った切削油等の投棄によって生じた申請人所有地の土地中の土壌汚染について、被申請人は、不法行為責任などの法的責任を負わなければならない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人所有地の土地中の土壌汚染物質を撤去するか、または相当額の損害賠償を行うこと。	令和元年7月29日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
富山県 平成30年(調) 第1号事件 [食品工場からの騒音・振動被害防止請求事件]	富山県 住民1人	食品製造 会社	平成30年2月16日受付 申請人は、昼、夜間の工場の騒音・振動により睡眠を妨げられ、日中の活動に影響が出ており、また、睡眠不足により体調不良である。よって、被申請人は、工場の操業時間を午前9時から午後5時までとし、夜間及び土日の操業は行わないこと。	令和元年7月5日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
愛知県 平成30年(調) 第1号事件 [大型空調室外機からの騒音被害防止請求事件]	愛知県 住民2人	特定非営 利活動法 人(福祉 事業)	平成30年2月28日受付 被申請人が建設したビルの敷地内で申請人居宅の敷地と隣接する箇所に設置した大型空調室外機から発生する騒音は、申請人らの受忍限度を超える程度のものであり、申請人らの平穏に生活をする権利を侵害するものである。よって、被申請人は、申請人らの居宅敷地と隣接するビルの敷地内に設置してある大型空調室外機の使用を停止すること。	令和元年7月22日 調停成立 調停委員会は、8回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
京都府 平成30年(調) 第2号事件 [漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件]	京都府 住民2人	漬物製造会社	平成30年8月22日受付 (1)漬物製造工場からの強い発酵臭により近隣環境が悪化している、(2)悪臭流入のため、窓等を解放して外気の導入ができない、(3)嗅いだ悪臭が鼻腔内に長時間残ることにより、極めて不快、(4)不快な悪臭のため、清掃等の屋外作業を短時間しか行えない、(5)工場の排気設備からの騒音(低周波成分を含む)が24時間発生、(6)騒音により、睡眠障害など、近隣の生活環境が悪化している、(7)申請人による騒音測定の結果、騒音の値が夜間の騒音に係る基準値に適合していない。よって、被申請人は、騒音・悪臭を低減すること。	令和元年9月2日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
京都府 平成31年(調) 第1号事件 [防霜ファン稼働請求事件]	京都府 住民1人	京都府 住民1人	平成31年3月4日受付 (1)被申請人から停止の申し入れを受けて以来、防霜ファンは稼働しておらず、家屋に近く騒音の大きい3基は撤去移転する予定にしている。(2)このまま稼働できない場合、申請人が投資した事業効果が得られないだけでなく、霜で茶園に損害を被り生産額に影響を及ぼす恐れがある。(3)京都府の補助事業で整備したものであり、稼働しないと事業効果も得られない。(4)防霜ファンは茶の芽が出る3月～5月の期間のうち、気温が4℃以下になると自動的に運転し、気温が上昇すると自動で停まるので、稼働する条件は限られており、年間での運転日数は少ない状況にある。よって、被申請人は防霜ファン8基のうち5基の稼働を認めること。(稼働しない防霜ファン3基は撤去移転する)	令和元年8月20日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第4号事件 [保育園騒音問題 承諾請求事件]	学校法人 (保育園 経営)	大阪府 住民2人	平成30年5月25日受付 被申請人らは保育園の隣人であり、申請人が平成29年に新たな保育園設置を計画したことに反対するとともに、保育園の園児の声が騒音で迷惑であるとして、園児を園庭で遊ばせないことを要望してきた。申請人は、近隣との円満な関係に配慮する必要があると考える一方、園児の健全な育成の観点から園児の園庭での遊戯は必要不可欠であると考えている。よって、被申請人らは、申請人が経営する保育園の園庭において園児が遊戯すること（声を出して自由に遊具等で遊ぶこと等）を承諾しなければならない。	令和元年7月2日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
大阪府 平成31年(調) 第2号事件 [家庭用ガスエンジンコジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	大阪府 住民2人	平成31年4月16日受付 申請人は平成20年夏頃から、被申請人住居に設置された家庭用ガスエンジンコジェネ「エコウィル」から発せられる運転音等により、不眠、多発性円形脱毛症等の体調不良が生じるようになった。申請人は平成20年11月、被申請人に対して同機器の夜間の稼働停止の申入れを行ったが、被申請人らは話し合いに応じなかったため、平成21年5月から6月に、申請人宅の窓を二重サッシにする工事や防音板の設置を行ったが、体調不良が改善することはなく、平成30年11月以降、精神科を受診するようになった。申請人の被害が深刻であるにもかかわらず、被申請人らとの話し合いもできないことから本件調停に及んだものである。よって、被申請人ら住居に設置された家庭用ガスエンジンコジェネ「エコウィル」の撤去又は移設、若しくは稼働停止等の措置を講じることを求める。	令和元年9月25日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 令和元年(調) 第2号事件 [家庭用ガスエンジンコジェネレーションシステム騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	ガス事業者	令和元年7月17日受付 大阪府平成31年(調)第2号事件と同じ。	令和元年9月25日 調停申請取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
兵庫県 令和元年(調) 第1号事件 [救急車両騒音防止対策請求事件]	兵庫県 住民1人	市(代表者市長)	令和元年5月8日受付 A市の救急車から発生する騒音により、生活上の支障がある。よって、A市の救急車が県道から市民病院までの約400mを走行する際、サイレンの音量を50デシベル以下にすること。	令和元年8月30日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
沖縄県 平成30年(調) 第1号事件 [コンビニエンスストアからの悪臭被害防止請求事件]	沖縄県 住民2人	小売業会社(コンビニエンスストア)	平成30年7月10日受付 自宅に隣接するコンビニエンスストアからの油臭が自宅内や洗濯物干し場に侵入してくるため、洗濯物が干せず、窓も開けられないことがある。このままの状態が続くと、健康被害についても心配である。よって、相手方は、申請人宅に漂わせている悪臭を排除すること。	令和元年9月20日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和元年7月1日から令和元年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第99号 令和元年11月

編集 総務省公害等調整委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当

Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)

03-3503-8591 (直通)

Fax : 03-3581-9488

E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります。
紛争を解決するには、まずは相談を。

公害紛争処理制度に関する相談窓口

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～18:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

